

令和5年第2回

森 町 議 会 会 議 録

9 月 会 議

## 令和5年第2回森町議会9月会議会議録（第1日目）

令和5年9月1日（金）

開議 午前10時00分

延会 午前11時17分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
令和5年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 6 議案第 1号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定  
について
- 7 議案第 2号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 3号 森町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 4号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定に  
ついて
- 10 議案第 5号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 12 議案第 7号 令和5年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 13 議案第 8号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第 9号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第10号 令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第11号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第12号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予  
算（第1号）
- 18 報告第 1号 令和4年度森町財政健全化判断比率について
- 19 報告第 2号 令和4年度森町資金不足比率について
- 20 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（岩島隆洋）
- 21 認定第 1号 令和4年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 令和4年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 令和4年度森町公共下水道事業会計決算認定について

- 2 2 意見書案第 1 号 現行の健康保険証の存続を求める意見書
- 2 3 意見書案第 2 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 2 4 意見書案第 3 号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書
- 2 5 意見書案第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 2 6 議員の派遣について
- 2 7 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

|    |       |           |     |       |           |
|----|-------|-----------|-----|-------|-----------|
| 議長 | 1 4 番 | 木 村 俊 広 君 | 副議長 | 1 番   | 伊 藤 昇 君   |
|    | 2 番   | 河 野 文 彦 君 |     | 3 番   | 高 橋 邦 雄 君 |
|    | 4 番   | 河 野 淳 君   |     | 5 番   | 山 田 誠 君   |
|    | 6 番   | 野 口 周 治 君 |     | 7 番   | 斉 藤 優 香 君 |
|    | 8 番   | 千 葉 圭 一 君 |     | 9 番   | 佐々木 修 君   |
|    | 1 0 番 | 加 藤 進 君   |     | 1 1 番 | 山 本 裕 子 君 |
|    | 1 2 番 | 東 隆 一 君   |     | 1 3 番 | 松 田 兼 宗 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 町 長                      | 岡 嶋 康 輔 君   |
| 副 町 長                    | 長 瀬 賢 一 君   |
| 会計管理者兼<br>出納室長           | 東 谷 美 佐 子 君 |
| 監 査 委 員                  | 釣 隆 吉 君     |
| 総 務 課 長                  | 濱 野 尚 史 君   |
| 総務課参事併<br>選挙管理委員会<br>書記長 | 東 克 宏 君     |
| 監査事務局書記長                 | 小 田 桐 克 幸 君 |
| 防災交通課長                   | 柴 田 正 哲 君   |
| 契約管理課長                   | 山 田 真 人 君   |
| 企画振興課長                   | 川 村 勝 幸 君   |
| 企画振興課参事                  | 池 田 恵 太 君   |
| 税 務 課 長                  | 柏 淵 茂 君     |
| 保健福祉課長                   | 宮 崎 弘 光 君   |

|                                     |   |   |   |   |   |
|-------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 保健福祉課参事                             | 萩 | 野 | 友 | 章 | 君 |
| 保健福祉課参事兼<br>保健センター長                 | 宮 | 崎 |   | 涉 | 君 |
| 住民生活課長                              | 阿 | 部 | 泰 | 之 | 君 |
| 子育て支援課長                             | 野 | 崎 | 博 | 之 | 君 |
| 環境課長                                | 川 | 口 | 武 | 正 | 君 |
| 農林課長兼<br>農業委員会事務局長                  | 寺 | 澤 | 英 | 樹 | 君 |
| 農林課技術長                              | 濱 | 野 | 真 | 行 | 君 |
| 農林課参事                               | 佐 | 藤 |   | 司 | 君 |
| 水産課長                                | 岩 | 井 | 一 | 桐 | 君 |
| 商工労働観光課長                            | 奥 | 山 | 太 | 崇 | 君 |
| 建設課長                                | 富 | 原 | 尚 | 史 | 君 |
| 建設課技術長                              | 伊 | 藤 | 正 | 吾 | 君 |
| 砂原支所長兼<br>地域振興課長                    | 落 | 合 | 浩 | 昭 | 君 |
| 町民福祉課長                              | 金 | 丸 | 義 | 樹 | 君 |
| 教育長                                 | 毛 | 利 | 繁 | 和 | 君 |
| 学校教育課長                              | 坂 | 田 | 明 | 仁 | 君 |
| 学校教育課参事                             | 藤 | 嶋 |   | 希 | 君 |
| 学校教育課参事                             | 名 | 生 | 達 | 也 | 君 |
| 学校教育課<br>総務係長                       | 西 | 川 | 慎 | 吾 | 君 |
| 体育課長兼<br>体育館長兼<br>青少年会館長兼<br>生涯学習課長 | 木 | 村 | 忠 | 公 | 君 |
| 給食センター長                             | 石 | 岡 | 丈 | 宜 | 君 |
| さくらの園・園長                            | 敦 | 賀 | 靖 | 之 | 君 |
| 国保病院事務長                             | 千 | 葉 | 正 | 一 | 君 |
| 上下水道課長                              | 水 | 元 | 良 | 文 | 君 |
| 消防長                                 | 東 | 谷 | 直 | 樹 | 君 |
| 消防次長                                | 松 | 居 | 順 | 一 | 君 |
| 消防署長                                | 松 | 田 | 光 | 治 | 君 |
| 社会教育課長兼<br>公民館長兼<br>図書館長            | 須 | 藤 | 智 | 裕 | 君 |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| 事務局 長                     | 小田 桐 克 幸 君 |
| 次 長 兼<br>議事係 長 兼<br>庶務係 長 | 関 孝 憲 君    |
| 庶務係                       | 喜 田 和 子 君  |
| 総務係                       | 水 嶋 篤 市 君  |
| 財政係                       | 村 井 涉 君    |
| 行革DX推進係                   | 水 口 祐 太 君  |

○会議に付した事件

- 1 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
令和5年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 2 議案第 1号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定  
について
- 3 議案第 2号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3号 森町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定に  
ついて
- 6 議案第 5号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 8 議案第 7号 令和5年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 9 議案第 8号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 9号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第10号 令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第11号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第12号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予  
算（第1号）
- 14 報告第 1号 令和4年度森町財政健全化判断比率について
- 15 報告第 2号 令和4年度森町資金不足比率について
- 16 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(岩島隆洋)

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和5年第2回森町議会9月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議規則条例第4条第1項第1号の規定により、9月会議を再開します。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか、電源を切つていただくようご協力願ひます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、斉藤優香君、8番、千葉圭一君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日9月1日から9月14日までの14日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（木村俊広君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 6月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今年の夏も全国各地で猛暑が続いておりましたが、特に森町では8月中旬から連日30度超えの厳しい日が続き、体調を崩された方もいると思います。町民の皆様方におかれましては、引き続き体調管理に十分気をつけていただきたいと思います。

初めに、職員の災害派遣についてご報告いたします。友好町である静岡県森町では、台風2号の接近に伴う豪雨で町道や林道などの道路関係の損傷や田畑への土砂流入など、甚大な被害をもたらしました。このため、当町では職員4名を森町に派遣し、災害復旧のお手伝いをさせていただきました。業務に従事した期間については6月12日から16日までの5日間で、6月18日に帰庁いたしました。派遣先での業務内容は、土のう作成や飲用水の配付、被害箇所の簡易測量及び孤立世帯の迂回路整備作業などを担当してまいりました。両町は平成24年に災害発生時の相互応援に関する協定を締結していることから、今後も災害発生時には積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

さて、6月24日に網走の地で当町と網走市、上川大雪酒造、網走刑務所の4者による地域資源活用を軸とした包括連携協定の協定式と、道南杉を100%使用し、完成した大おけのお披露目式に参加してまいりました。この取組は受刑者が日本酒醸造用の木おけを製作する官民連携事業を機に実現したものでありますが、このたび水谷網走市長よりお声がけをいただき、森町もこのプロジェクトに参加させていただくことになりました。今回完成した木おけは函館にある上川大雪酒造の酒蔵、五稜乃蔵に運ばれ、日本酒造りに使用される予定であります。今後も道内外の皆様をいただきながら、道南杉の利活用と産業と地域の振興を進めていきたいと考えています。

7月16日には青森県外ヶ浜町の港まつりが開催され、木村議長と共に訪問してまいりました。帰り際には、昨年8月の大雨災害資源に対するお礼として、町民の方からたくさんリンゴジュースを頂いて帰りました。

7月29日には室蘭市の第77回むろらん港まつりにご招待いただき、開会式の鏡割りにも参加させていただきました。祭終盤に行われた5万トン客船の飛鳥のお見送りがとても印象深く、我が町森港でも大きい客船の歓送迎ができるように整備を進めていきたいと改めて思ったところでございます。

また、8月12日には福岡県福岡市で埼玉県立教新座中学鉄道研究会の皆さんが森駅周辺のジオラマを作成し、鉄道模型コンテストに出展されましたので、視察してまいりました。最優秀賞を受賞した同部を代表してプレゼンした部長の櫻井さんは、ジオラマを製作するために数回森町に通われたそうです。森町は新幹線の駅が整備されないことや、新幹線開通に伴う並行在来線の課題など、鉄道に絡む地域課題を知ってほしいということで森駅をジオラマの対象に選んでくださったそうです。遠く離れた埼玉県の中学生在がこのような形で森町とつながったことはとてもうれしく、このご縁を今後も継続していきたいと考えております。

町内に目を向けますと、夏のまつりinもりが4年ぶりに森町大通りで通常開催されました。例年森稲荷神社例大祭に合わせ行われていた祭ですが、今年は土曜日開催とするため8月5日に行われました。また、お祭り自体も2部構成で行うなど、関係者各位の創意工夫が実り、沿道や駅前広場には多くのお客さんが訪れ、短い夏の夜を楽しめました。

また、お盆恒例のさわら恋来い夏まつりは、毎年帰町する方々が楽しみにしているイベ

ントでもあり、海外から研修に来ている方々の参加もあり、国際色豊かな内容になりました。これら祭などの成功は、ひとえに関係各位の綿密な準備と協力によるものと感謝申し上げます。

今月はさわらふるさとまつりも開催されますので、成功裏に終了することを願うところ  
です。

最後となりますが、役場庁舎と公民館の更新を軸とした複合施設整備については、基本構想策定のための業務に着手いたしました。町では全ての町民の皆様から施設整備に対するご意見を伺うべく、町民アンケートを実施いたします。アンケート用紙は広報10月号に折り込み全戸配布しますので、ご家族でお話しいただき、ご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

また、11月から12月にかけて町民ワークショップも開催する予定であることをご報告申し上げます。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これで行政報告は終わりました。

#### ◎日程第5 承認第1号

○議長（木村俊広君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について、令和5年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 承認第1号についてご説明申し上げます。

本件は、令和5年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求め  
るものです。

1ページを御覧ください。本件につきましては、令和5年度森町一般会計補正予算の第4回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ114億9,913万3,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款10教育費の115万5,000円は、砂原公民館に井戸水を供給している給水ポンプが故障し、砂原公民館及び旧職員住宅への給水ができなくなったため、ポンプの交換修繕を実施したものです。

また、4ページの歳入では、所要財源として繰越金を計上したものです。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。



(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第5、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第1号

○議長(木村俊広君) 日程第6、議案第1号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長(阿部泰之君) 議案第1号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

資料ナンバー1をご参照願います。提案理由につきましては、個人番号カード及びスマートフォンに搭載された利用者証明者用電子証明書、いわゆるマイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得することができるように本条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、裏面の新旧対照表のとおり改正しようとするものです。

施行年月日は、令和5年12月1日からにしようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(木村俊広君) これから質疑を行います。

○7番(斉藤優香君) 確認させていただきたいのですけれども、印鑑登録証明書と、あと住民票がこの全国の多機能端末機を利用できるということになりますかということと、あと町内では何件ぐらいの何店舗利用が可能かということと、利用料金というのは窓口と変わらないかということをお願いします。

○住民生活課長(阿部泰之君) お答えいたします。

今12月1日からコンビニ等で配付できるように調整しております。12月1日から取れるものとしましては、罹災証明書、住民票の抄本と謄本、それと印鑑証明書になります。あと、町内何か所取れるのかということですのでけれども、町内コンビニエンスストア等々で9か所取れるようになっております。あと、手数料というか、利用料金なのですけれども、現状と変わらず300円となっております。

以上です。

○議長(木村俊広君) ほかにございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第6、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(木村俊広君) 日程第7、議案第2号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課総務係長(西川慎吾君) 議案第2号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー2及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、森町立森幼稚園の移転に伴い、森町立学校設置条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をお開きください。森幼稚園の位置について、上台町148番地3から森小学校内の清澄町27番地1に改めるものです。

施行年月日につきましては、令和5年11月14日から施行するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(木村俊広君) これから質疑を行います。

○7番(斉藤優香君) ちょっとお聞きします。

施行年月日が令和5年11月14日火曜日なのですけれども、この日に移転するというと、この日からの始まりになるのでしょうか。お願いします。

○学校教育課総務係長(西川慎吾君) お答えします。

11月14日に決めた理由なのですが、まず工事の工期が10月末までとなっていることと、11月10日金曜日に幼稚園の発表会を予定しておりますので、こちらについては現園舎で行わせていただきたいということと、その後の土日月曜日で引っ越し準備含めて火曜日から運営開始したいということで11月14日に定めたものです。

○7番(斉藤優香君) これは、もう小学校のほうとも協議を終えて14日の火曜日からということになっているのでしょうか。それで、特にそれに伴って何かをするということは、閉園ではないですけれども、閉園にはならないのであれなのですけれども、旧幼稚園をそういう何か行事とかというのはあるのかということをお願いします。

○学校教育課総務係長(西川慎吾君) お答えします。

まず、森小学校については11月14日に移転するという事でお知らせしております。11月10日に発表会現園舎で予定しておりますので、その後簡単な移転のセレモニーを予定しております。

○7番（斉藤優香君） 最後に、その発表会のセレモニーというか、があると聞いたのですけれども、それは旧幼稚園に通っていた人たちとかも参加できるようなものになるのか、それとも在園だけのセレモニーになるのか、何か決まっているものがあれば教えてください。

○学校教育課総務係長（西川慎吾君） 今在籍している方については、その10日の移転セレモニーに参加していただくということで、過去に在籍していた方については、既に現園舎の見学会だとか実施させていただく機会を設けておりました。

○2番（河野文彦君） 11月14日からというところで10月末が工期と、工事何種類か発注されていると思うのですけれども、最近いろいろ資材の遅れなんかで過去にいろんな工事で工期延長というようなケースも、ぎりぎりになって発生したりとか、そういうケースもあったのですけれども、その辺の進捗状況といいますか、その辺は業者さんとしっかりコミュニケーションが取れているか、そして10月末の工期ということでしたけれども、もうちょっと長い部分の工事もなかったでしたっけ。その辺は工期の短縮契約を行ったのか、その確認をお願いします。

○議長（木村俊広君） 答えられますか。

河野議員も条例改正の部分なので、またちょっとそれ別の話になるのだけれども、答えるということなので答えてもらいますけれども、皆さんも気をつけて質疑願いたいと思います。

○学校教育課総務係長（西川慎吾君） 工期については定期的に事業者さんと打合せ重ねておまして、現時点で10日末の工期で完了できるということで確認しております。一部電気設備の契約で高圧充電設備、当初1月末までの工期となっていたのですが、そちらについても10月末までに完了できるということで確認取れておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第8、議案第3号 森町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（川口武正君） 議案第3号 森町一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。また、資料ナンバー3を提出しておりますので、併せてご参照願います。本案は森町汚泥再生処理センターの設置に伴い、既存の森町衛生センターが廃止されることから、森町一般廃棄物処理施設条例に森町汚泥再生処理センターを規定するのに併せ、森町リサイクルプラザについても本条例に追加し、一元化しようとするものです。

主な改正内容ですが、本条例に森町リサイクルプラザ及び森町汚泥再生処理センターを追加する改正を行おうとするものです。

また、これに伴い附則で、森町衛生センター条例を廃止する規定を設けようとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

○7番（斉藤優香君） 第3条で一般廃棄物の処理、最終処分から処理に変わったその違いを教えてください。

○環境課長（川口武正君） お答えします。

最終処分につきまして、最終処分場で最後に埋立て処分をするものを指しておりますので、リサイクルプラザ、汚泥再生処理センターに関しましては中間処理になりますので、一般廃棄物の処理というふうに変更になるものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） ほかに質疑ありませんので、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第9、議案第4号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

本案は、森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正しようとするものでございます。資料ナンバー4をご参照願います。提案理由でございますけれども、令和2年4月1日からホタテ残滓の受入れにつきましては、砂原6丁目にございますホタテ未利用資源リサイクル施設で一元化を図ったところでございますけれども、ここ数年受入れ量が増加傾向にございまして、万が一同施設ですとか、その先の飼料会社等々でトラブルが発生した場合受入れが滞ってまいりますので、尾白内地区にございます森町水産系副産物再資源化施設、いわゆるばんけいで臨時的に対応できるよう条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。資料の次ページをお開き願います。別表中、水産系副産物の種類にホタテ残滓を、トン当たりの料金へ2万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日にしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（木村俊広君） 日程第10、議案第5号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） それでは、議案第5号 森町火災予防条例の一部を改正する条

例制定についてご説明申し上げます。本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、森町火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料5を参照願います。改正内容につきましては、（１）、急速充電設備に関する規定の改正。（２）、避雷設備に関する規定の改正。（３）、喫煙等に関する規定を改正しようとするもので、説明資料の5、新旧対照表によりご説明させていただきます。

2ページを御覧願います。2ページ上段、第11条の2、急速充電設備の規定の改正は、急速充電設備の定義が見直され、200キロワットとされていた全出力の上限を撤廃しようとするもの。また、電気自動車等にコネクタを用いて充電するものであると明記するとともに、分離型の急速充電設備にあっては充電ポストを含むこととしようとするものです。

4ページを御覧願います。4ページ中段、第16条、避雷設備の規定の改正は、条文中の漢数字表記を見直し、数字に変更しようとするものです。

4ページ下段、第23条、喫煙等の規定の改正は、喫煙所に表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構または日本産業規格が定めた規格のものに適合するものとしようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。  
○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

○13番（松田兼宗君） ちょっと確認なのですが、これ具体的に森町で対象になるところというのはどこどこあるのでしょうか。それで3つの、喫煙所にしてもそうですし、避雷設備、それと充電設備について具体的に何か所あるとか、その辺ちょっと教えてください。

○消防長（東谷直樹君） お答えいたします。

箇所的には数は押さえておりませんが、場所としては公民館や各会館の集会所、あと店の百貨店や店舗などで喫煙所を設けるところということとなっております。

○13番（松田兼宗君） 喫煙所は。

○消防長（東谷直樹君） そうです。

この表記のほうについては、今現在設置しているところはそのままで、新たに設置しようとするところは新規格ということになります。対象は同じ場所でございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 喫煙所は答えているけれども、ほかのものについて……

○13番（松田兼宗君） そう、ほかの2つも。

○議長（木村俊広君） うん。ほかの2つも設置されているところがあるのであれば答えて、あとなければないということ。

○13番（松田兼宗君） そういうこと。

○消防長（東谷直樹君） お答えします。

急速充電設備のほうです。これに関しては、提出届出の義務がされている全出力50キロ

ワット以上のあの施設というのは届出なされておられませんので、消防本部のほうでは把握するに至っておりません。ただ、インターネット上で調べますと、町内で44キロワットの箇所が1か所、あと25キロワット、道の駅各2か所というのが急速充電設備ということで一応インターネットに載っております。そのほかに普通充電ということで、コンセントからケーブルを引いて充電するという箇所が3か所インターネットで載っております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第6号

○議長（木村俊広君） 日程第11、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、後志広域連合の組合加入に伴い、規約の別表を改めることについて組合関係団体と協議するため議会の議決を求めようとするものです。

資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第11、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長(木村俊広君) 日程第12、議案第7号 令和5年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由を説明求めます。

○総務課長(濱野尚史君) 議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町一般会計補正予算の第5回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,632万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ115億6,546万1,000円にしようとするものです。

地方債の補正は、第2表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税、項1町民税及び項2固定資産税の増額は、令和5年の調定額に基づき補正するものです。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の補正財源として充当しようとするものです。

目5土木費、国庫補助金の空き家対策総合支援事業補助金は、空き家住宅等除却費補助金の増額補正に係る国の補助金を計上しております。また、社会資本整備総合交付金の減額は、歳出で説明する解体する町営住宅の変更によるものです。

款16道支出金、項1道負担金の1万5,000円は、低所得者保険料軽減負担金を計上し、介護保険事業特別会計の繰出金に充当するものです。

次に、10ページの項2道補助金、目2民生費補助金の19万5,000円は、障がい者社会復帰施設等交通費の補正財源として充当するものです。

目4農林水産業費補助金の212万7,000円は、各種事業に対する道の補助金を計上しております。

款19繰入金の財政調整基金繰入金の1,786万5,000円の減額は、今回の補正に係る財源調整によるものです。また、ふるさと応援基金繰入金の1,959万4,000円は、各種事業の補正財源として計上するものです。

款21諸収入の10万円は、医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金を計上し、障がい者福祉費及び障がい児通所支援費にそれぞれ5万円を充当するものです。

款22町債、項1町債、目2民生債及び目6土木債は、事業精査により、増減補正するものです。

目8臨時財政対策債は、発行可能額の確定により、減額補正するものです。

次に、12ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1議会費の6万



1,000円は、議員改選に伴う新人議員4名分の作業服を購入しようとするものです。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の200万円は、普通旅費に予算不足が懸念されるため、増額補正するものです。

目4財産管理費の3万円は、公用車の自動車損害保険料を増額補正するものです。

目5砂原支所費の8万8,000円は、砂原支所に設置しているレジスターを診察に対応できるよう改修するものです。

目6企画費、節11役務費の手数料では、イベント時に着用するはんてんのクリーニング代を、自動車損害保険料では地域公共交通用に新たに整備する自動車の損害保険料をそれぞれ補正するものです。節18負担金補助及び交付金の60万円は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の今後の申請を見込み、増額補正するものです。

目9防災対策費では、本年1月にJアラート機器の故障により、緊急時の自動音声放送ができなかったことを受けて、機器故障の際に速やかに代替機の貸出しを受けられる保守に入ろうとするものです。

目10定住対策費では、地域おこし協力隊の活動に係る費用を精査し、増減補正するものです。

目11諸費の85万8,000円は、ドローン基礎技能講習の受講料10名分を計上するものです。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬の6万1,000円は、民生委員推薦会委員の報酬を当初1回分で見込んでおりましたが、2回の開催予定となることから1回分を補正するものです。また、負担金補助及び交付金では、消費生活センター負担金を増額補正するものです。

目4老人福祉総務費、節11役務費では、緊急通報システム端末の取付け手数料を増額補正するものです。また、節17備品購入費では、緊急通報システム端末機の在庫数を確保するため、10台分の購入費を計上するものです。また、節27繰出金では、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計の繰出金をそれぞれ増減補正するものです。

次に、14ページの目5障害者福祉費の39万円は、障がい者社会復帰施設等交通費の利用回数増加により予算不足が懸念されるため、増額補正するものです。

目8後期高齢者医療費では、後期高齢者医療特別会計の繰出金を減額補正するものです。

目9電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費の2万円は、本業務に従事する会計年度任用職員の時間外勤務手当を計上するものです。

項2児童福祉費、目3障がい児通所支援費では、医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金を充当することにより、財源内訳が変更となるものです。

目4子ども医療費については、過疎対策事業債の充当額が増えたことにより、財源内訳が変更となるものです。

款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ処理施設費の64万円は、砂原処分場の制御盤修繕のほか、小破修繕料を増額補正するものです。

目3清掃施設費の195万1,000円は、10月から始まるインボイス制度に対応するため、計

量システムを改修しようとするものです。

次に、16ページの款5 労働費の1,422万3,000円は、冬期就労対策事業に係る委託料を計上しております。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費の321万5,000円は、10年後の農用地等の利用者を筆単位で地図に表示した目標地図の作成に係る費用を計上しております。農用地の利用意向調査に係る封筒の印刷代や郵便料のほか、目標地図作成に係る業務委託料を計上するものです。資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

目2 農業総務費の198万円は、てん菜から需要の高い大豆や小豆への転換を支援する持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金を計上するものです。資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

目3 農業振興費、節8 旅費では、名古屋食肉市場の視察に係る旅費を計上するものです。節10 需用費の修繕料は、基幹集落センターの配管等漏水修繕を実施しようとするものです。

目5 農地費の100万円は、8月6日の大雨の影響により洗掘された農道補修のための建設機械借り上げ料となっております。

目6 駒ヶ岳ダム管理費では、来年3月末で退職となるダム管理業務員の業務引継ぎのため、新たに会計年度任用職員を任用するための給料、職員手当及び共済費を計上するものです。

目7 濁川防災ダム管理費の50万円は、8月6日の大雨の影響により堆積した流木除去のための建設機械借り上げ料となっております。

目9 山村振興施設管理費の187万円は、ちゃっぷ林館機械室の重油タンクの取替え修繕を実施しようとするものです。

項2 林業費、目1 林業総務費、節7 報償費では、エゾシカ駆除報奨金に。節18 負担金補助及び交付金では、熊捕獲交付金にそれぞれ予算不足が懸念されるため、補正するものです。

次に、18ページの目2 林業振興費の節8 旅費、節13 使用料及び賃借料、節18 負担金補助及び交付金の講習会負担金の補正は、今年度新たに任用した地域おこし協力隊員の活動内容を精査し、それぞれ増減補正しようとするものです。節12 委託料では、砂原地区で以前に治山工事を行った箇所雑木が成長したため、伐採しようとするものです。節18 負担金補助及び交付金の豊かな森づくり推進事業補助金の24万円は、事業面積の増加により、増額補正しようとするものです。

目3 林道事業費の137万5,000円は、8月6日の大雨により洗掘された林道補修のための建設機械借り上げ料となっております。

目4 森林環境事業費、節10 需用費の修繕料は、若年層担い手育成施設の床下給水管の修繕を実施しようとするものです。節17 備品購入費では、同じく若年層担い手育成施設の暖房器具故障により、新たにFF式ストーブを購入しようとするものです。また、今年度購

入予定の木工用器具が値上がりのため、不足分を補正するものです。

項3水産業費、目2水産業振興費ですが、水産業サステナブルチャレンジ事業について当初予算では手数料を計上しておりましたが、事業内容を精査し、増額の上、負担金補助及び交付金に変更するものです。

目4排水処理施設費の100万5,000円は、浮遊油分処理量の増加により、汚泥処理業務委託料を増額補正するものです。

款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費の31万円は、地域活性化広場の階段を修繕しようとするものです。

目2観光費の71万3,000円は、鳥崎八景の鳥崎大橋の看板修繕のほか、道の駅の小破修繕料を計上するものです。

次に、20ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節13使用料及び賃借料の700万円は、8月6日の大雨による町道等の補修もあり、今後予算不足が懸念されることから増額補正するものです。また、節15原材料費では、今後の使用を見込み補正しようとするものです。

項6住宅費、目1住宅管理費、節10需用費の修繕料1,031万は、町営住宅の今後の執行を見込み、増額補正しようとするものです。節14工事請負費の減額については、当初解体予定のアカシヤ団地3号棟について、アスベスト調査の結果、外壁塗材に含有が確認されたため今年度は取りやめし、国庫補助金の流用が可能なポプラ団地2号棟を解体することにより工事費が下がるため、減額補正するものです。資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

目2空き家対策費の480万円は、空き家住宅等除去費補助金の今後の申請を見込み、増額補正するものです。

款10教育費、項1教育総務費の23万4,000円は、今年度解体予定の濁川小学校教員住宅5号、6号の住宅内の廃棄物を処理するための手数料となっております。

項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の83万9,000円は、森小学校ふれあい広場カーテン修繕のほか、各小学校の小破修繕をしようとするものです。節13使用料及び賃借料の5万円は、駒ヶ岳小学校児童送迎用の車両について置き去り防止装置の装着が義務化されたことにより、自動車リース料に予算不足が生じるため補正しようとするものです。節17備品購入費の578万8,000円は、来年度より駒ヶ岳小学校、尾白内小学校児童が森小学校へ通学することに合わせ、森小在校生分を含めた机全てを新規に更新しようとするものです。

また、22ページの小学校費及び中学校費の消火器の補正については、更新が必要な消火器が値上がりのため、不足分を増額しようとするものです。

目4幼稚園費の24万円ですが、現在の森幼稚園園舎の光熱水費は、当初9月分までを計上しておりましたが、移転が11月14日となることから、不足分を増額補正するものです。

項5社会教育費、目2公民館費の47万6,000円は、森町公民館の露出灯油配管が冬期間

の落雪で破損するのを防ぐためのカバーを取り付けようとするものです。また、砂原公民館の小破修繕料も計上しております。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節3職員手当は、会計年度任用職員の通勤手当を補正するものです。また、節18負担金補助及び交付金では、各種スポーツ大会の参加費に予算不足が見込まれるため、増額補正するものです。

次に、24ページの目2体育施設費、節10需用費は、ファミリーヘルスプラザのシャワー配管を修繕しようとするものです。

目3学校給食費、節10需用費の143万3,000円は、各種調理器具等の修繕をしようとするものです。節17備品購入費の7万9,000円は、衣類乾燥機が故障し、修理不能のため新たに購入しようとするものです。

款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。

質疑ございませんか。質疑ありますか。

○13番（松田兼宗君） ページで言うと、資料ナンバーで言うと7番なのですが、冬期就労対策事業についてちょっとお聞きしたいのですが、いいですか。

○議長（木村俊広君） 資料ナンバーの7番。

○13番（松田兼宗君） 資料ナンバーで言うと7番です。

○議長（木村俊広君） 冬期就労。

○13番（松田兼宗君） うん。冬期就労対策事業について、16ページ、17ページです。よろしいですか。

○議長（木村俊広君） はい、どうぞ。

○13番（松田兼宗君） まず、就労対策事業についてなのですが、対象者の年齢が男女18歳から75歳という年齢だけれども、この年齢構成はどういうふうになっているのかということ。過去の例から言うと、どうも私に言わせるとこの目的、冬期間の季節労働者及び冬期末就労者の就労対策のため実施することを目的とすると書いているのだけれども、実際にこれを目的がどの程度達成されると見込んでいるのか、その辺説明をお願いします。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

まず、年齢構成につきましては、やはり50代以上が多いということで把握しております。また、昨年度事業を実施した時点で参加者69名に就労状況を調査いたしまして、業務内容といたしましては土木業、農業、漁業、大工などの季節労働者、そちらのほうが半数以上を占めていましたので、この状況から今年度も冬期に就労対策ということで有効的なことを考えて今回事業を実施しております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 季節労働者的な部分の対策ということでやられるという、性格的に言うと、もうそういう時代って過ぎたのではないかと私は認識しているのです。というのは、それ以上に人手不足というのは各地元の企業においてあるわけです。むしろそちらのほうに就労対策をするべきだと私は思うのですけれども、その辺の考えというのはどうなのでしょう。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

現状の参加者の状況を見ますと、やはりまだ冬期間の就労対策が必要だと考えております。また、併せて人材不足の件もありますので、こちら業者と商工会議所、商工会の意見等々を状況把握しながら今後に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第8号

○議長（木村俊広君） 日程第13、議案第8号 令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第8号について説明させていただきます。

本案は、令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万円を追加し、歳入歳出それぞれ24億1,765万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目3健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金4万円の増額は、歳出で説明いたします出産育児一時金に充当しようとするものです。

款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付等交付金4万円の減額は、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金の増額に伴い、財源調整するものです。

款6繰越金、項1繰越金714万円の増額は、繰越金の確定に伴い補正するものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、令和5年度より出産育児一時金が増額され、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金が交付されることとなったため、金額は変更せず財源調整するものです。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険事業基金積立金411万6,000円を増額は、繰越金のうち保険税余剰分を積み立てようとするものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目4保険給付費等交付金償還金302万4,000円を増額は、保険給付費等交付金確定に伴う令和4年度精算分です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第9号

○議長（木村俊広君） 日程第14、議案第9号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第9号について説明させていただきます。

本案は、令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ2億6,467万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料17万8,000円の減額及び款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金30万7,000円の減額は、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金の確定に伴い財源調整するものです。

6 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費及び款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、繰越金の確定に伴い金額は変更せず、財源内訳を変更しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書 4 ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第 14、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 15 議案第 10 号

○議長（木村俊広君） 日程第 15、議案第 10 号 令和 5 年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第 10 号について説明させていただきます。

本案は、令和 5 年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第 2 回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,848 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 22 億 3,872 万円にしようとするものです。

事項別明細書により歳入について説明させていただきます。4 ページをお開き願います。款 6 道支出金、項 1 道負担金、目 1 介護給付費負担金 505 万 9,000 円の増額につきましては、前年度実績値確定による追加交付分の補正となります。

款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金 1 万 5,000 円の増額につきましては、令和 4 年度低所得者保険料軽減負担金確定に伴う追加交付分を繰り入れるものです。

項 3 基金繰入金 5,271 万円及び款 9 繰越金 69 万 8,000 円の増額につきましては、前年度実績値確定により、償還金及び還付金へ充当しようとするものです。

続きまして、歳出について説明させていただきます。6 ページをお開き願います。款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付金、目 2 償還金 5,340 万 8,000 円の増額につきましては、介護給付費等の前年度実績値確定に伴う国、道支出金及び支払基金交付金の返還に伴うものです。

款6基金積立金、項1基金積立金507万4,000円の増額につきましては、介護給付費負担金及び低所得者保険料軽減負担金における前年度実績値確定による追加交付分を積立てしようとするものです。

以上、議案第10号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第11号

○議長（木村俊広君） 日程第16、議案第11号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第2回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,505万5,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページ目をお開き願います。歳入の款1サービス収入、項2自己負担金収入、目1自己負担金収入を66万7,000円増額、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金142万円を減額、款4繰越金、項1繰



越金、目1繰越金106万2,000円を増額し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節10需用費の修繕料は、バコティンヒーターの感震器及び乾燥機マグネットスイッチ及びポール照明の配線の修繕、小破修繕を計上するものです。節11役務費の通信運搬費及び手数料は、強制執行に係る切手代と手数料を計上するものです。

款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費につきましては、一般会計繰入金の充当減による財源内訳の変更によるものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第12号

○議長（木村俊広君） 日程第17、議案第12号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第12号についてご説明いたします。

本案は、令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ9,465万7,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳出の款1、項1、目1総務事業費、節17の備品購入費でございますけれども、施設敷地内でホタテ、ウロ等を受け入れる際に水産加工会社のトラックや……

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時04分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

岩井水産課長、もう一回最初からお願いします。

○水産課長（岩井一桐君） はい、失礼いたしました。

それでは、議案第12号についてご説明いたします。

本案は、令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ8,775万1,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳出の款1、項1、目1総務事業費、節17の備品購入費でございますけれども、施設敷地内でホタテ、ウロ等を受け入れる際に水産加工会社のトラックですとか、施設のフォークリフトが輻輳しながら作業に当たっておりまして、接触事故の防止ですとか、作業の効率化を図ることを目的に小型トランシーバーを購入しようとするものでございまして、委託料2万7,000円を減額して備品購入費に振り替えようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 報告第1号

○議長（木村俊広君） 日程第18、報告第1号 令和4年度森町財政健全化判断比率についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第1号、令和4年度財政健全化判断比率についてご説明

申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面を御覧ください。令和4年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。中ほどの表に実質赤字比率と連結実質赤字比率がありますが、これらにつきましては黒字となりますので、比率は記載されておられません。実質公債費比率は10.6%で、基準値以内となっております。また、将来負担比率は将来負担額を充当可能財源が上回っているため算定されておられません。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） 以上をもって報告第1号を終わります。

#### ◎日程第19 報告第2号

○議長（木村俊広君） 日程第19、報告第2号 令和4年度森町資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） 報告第2号 令和4年度森町資金不足比率についてをご説明いたします。

裏面を御覧願います。この表は、令和4年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別意見をご参照願います。

以上でございます。

○上下水道課長（水元良文君） 続きまして、令和4年度水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。

資金不足比率は、基準値内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

続きまして、次ページを御覧ください。令和4年度下水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は、基準値内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

以上で報告といたします。

○議長（木村俊広君） 以上をもって報告第2号を終わります。

#### ◎日程第20 諮問第1号

○議長（木村俊広君） 日程第20、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております堺恵美子氏は、本年12月31日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、岩島隆洋氏を推薦したいと思っております。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー11を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、同氏はこれまで一般社団法人森青年会議所理事長など数多くの役職を歴任されており、各分野にわたり経験豊富であり、地域活動に対しても意欲的に取り組み、町民からの信頼も厚く、適任であると思われまますので、推薦いたしたく議会のご意見を求めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

○13番（松田兼宗君） 人事に関してちょっと言いづらい部分があるのですが、だがあえてちょっと意見として言わせていただきたいのですが、これのまず私の印象は36歳という年齢なのです。人権擁護委員会の調べてみると、特別職、国家公務員であるということ、平均年齢65歳なのです。とすれば、若いのがいいとか悪いとかというのではないのだけれども、それだけ森の人材っていないのだろうか。普通公務員をやっている、それを退職された方がやっているパターンが多いのだと思っております。

さらに、もうちょっと疑問なところは、特別職、国家公務員であるということからすると、ほかのいろんな、今後、年代からいうとほかの仕事まだやってほしい年代なわけですから、その年代って少ないわけですから。とすれば、兼任というのはできるのですか、ほかの公職と。その辺ちょっとお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、人権擁護委員の新任される場合の年齢条件なのですけれども、65歳以下ということがまず新任の条件になっております。一方で、人権擁護委員を務められる条件については75歳を超えて最初の任期超えたときに一応退任していただくという形でやっております。私どもいろいろ人権擁護委員さんが任期、年齢上限超えたりですとか、あとは本人の申出によって辞任したいとなったとき後任を探すわけなのですけれども、ちょっとなかなか人選が難航しておりまして、これまでもいわゆる森町職員の退職者をお願いして務めていただいているというところなのですけれども、民間の方もこの人権擁護委員に参加していただきたいというのが1点と、やっぱり務めていただくのであれば多少若返りも図って年齢の若い方をお願いしたいということもありまして、今回岩島氏についてお願いし

で引き受けていただいたところであります。

あと、次にこの人権擁護委員の職務と民間のそのご自身でやられている職業と兼任については問題なくできるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 実は同じ公職がある人、私の経験、最近経験したことなのですが、やっぱり公職持っているわけです。そうすると、ほかの役職をやってくれと頼まれて、それを理由に断られるのです。とすれば、ますます民間サイドもそうなのだけれども、若い年代の人がそういう形で取られるという形というかな、公職の形で取られるということになると、ほかの部分に依頼している組織の役職部分に関して影響してくるのだと私は思うわけです。とすれば、できるだけ、人生経験がどうのこうのと、私あまりそういうことは言いませんけれども、それなりのやっぱり経験のある、もっと幅広く人選をしていただいて人材を広く確保していただきたいというふうに私の意見として伺っていただければと思いますので、いかがでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

この岩島氏に限ってといたらいいのですか、あれですけれども、公職に就いたことによってほかの活動についてこれを理由に何かお断りするということはないのかなというふうに考えております。

次に、幅広く選んでいただきたいということですがけれども、先ほど申したとおりなかなか人がいなくて、結局森町退職者をお願いするということがここ何回か続いております。広く人選を募ったというか、探した結果岩島氏をお願いしたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第20、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回は、9月4日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会 午前11時17分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月1日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

## 令和5年第2回森町議会9月会議会議録（第2日目）

令和5年9月4日（月）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時07分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 認定第 1号 令和4年度森町各会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について  
認定第 3号 令和4年度森町水道事業会計決算認定について  
認定第 4号 令和4年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 5 意見書案第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書
- 6 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 7 意見書案第3号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書
- 8 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 9 議員の派遣について
- 10 休会中の所管事務調査等の申し出

### ○出席議員（14名）

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 議長 14番 | 木村俊広君 | 副議長 1番 | 伊藤昇君  |
| 2番     | 河野文彦君 | 3番     | 高橋邦雄君 |
| 4番     | 河野淳君  | 5番     | 山田誠君  |
| 6番     | 野口周治君 | 7番     | 斉藤優香君 |
| 8番     | 千葉圭一君 | 9番     | 佐々木修君 |
| 10番    | 加藤進君  | 11番    | 山本裕子君 |
| 12番    | 東隆一君  | 13番    | 松田兼宗君 |

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員



|                                       |             |
|---------------------------------------|-------------|
| 町 長                                   | 岡 嶋 康 輔 君   |
| 副 町 長                                 | 岡 長 瀬 賢 一 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>出 納 室 長                | 東 谷 美 佐 子 君 |
| 監 査 委 員                               | 釣 隆 吉 君     |
| 総 務 課 長                               | 濱 野 尚 史 君   |
| 総 務 課 参 事 併<br>選 挙 管 理 委 員 会<br>書 記 長 | 東 克 宏 君     |
| 監 査 事 務 局 書 記 長                       | 小 田 桐 克 幸 君 |
| 防 災 交 通 課 長                           | 柴 田 正 哲 人 君 |
| 契 約 管 理 課 長                           | 山 田 真 勝 人 君 |
| 企 画 振 興 課 長                           | 川 村 勝 幸 君   |
| 企 画 振 興 課 参 事                         | 池 田 恵 太 君   |
| 税 務 課 長                               | 柏 渕 茂 君     |
| 保 健 福 祉 課 長                           | 宮 崎 弘 光 君   |
| 保 健 福 祉 課 参 事                         | 萩 野 友 章 君   |
| 保 健 福 祉 課 参 事 兼<br>保 健 セ ン タ ー 長      | 宮 崎 涉 君     |
| 住 民 生 活 課 長                           | 阿 部 泰 之 君   |
| 子 育 て 支 援 課 長                         | 野 崎 博 之 君   |
| 環 境 課 長                               | 川 口 武 正 君   |
| 農 林 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長        | 寺 澤 英 樹 君   |
| 農 林 課 技 術 長                           | 濱 野 真 行 君   |
| 農 林 課 参 事                             | 佐 藤 司 君     |
| 水 産 課 長                               | 岩 井 一 桐 君   |
| 商 工 勞 働 観 光 課 長                       | 奥 山 太 崇 君   |
| 建 設 課 長                               | 富 原 尚 史 君   |
| 建 設 課 技 術 長                           | 伊 藤 正 吾 君   |
| 砂 原 支 所 長 兼<br>地 域 振 興 課 長            | 落 合 浩 昭 君   |
| 町 民 福 祉 課 長                           | 金 丸 義 樹 君   |
| 教 育 長                                 | 毛 利 繁 和 君   |
| 学 校 教 育 課 長                           | 坂 田 明 仁 君   |
| 学 校 教 育 課 参 事                         | 藤 嶋 希 也 君   |
| 学 校 教 育 課 参 事                         | 名 生 達 也 君   |
| 学 校 教 育 課                             | 西 川 慎 吾 君   |

|                                     |   |   |   |   |   |
|-------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 総務係長                                |   |   |   |   |   |
| 体育課長兼<br>体育館長兼<br>青少年会館長兼<br>生涯学習課長 | 木 | 村 | 忠 | 公 | 君 |
| 給食センター長                             | 石 | 岡 | 丈 | 宜 | 君 |
| さくらの園・園長                            | 敦 | 賀 | 靖 | 之 | 君 |
| 国保病院事務長                             | 千 | 葉 | 正 | 一 | 君 |
| 上下水道課長                              | 水 | 元 | 良 | 文 | 君 |
| 消 防 長                               | 東 | 谷 | 直 | 樹 | 君 |
| 消 防 次 長                             | 松 | 居 | 順 | 一 | 君 |
| 消 防 署 長                             | 松 | 田 | 光 | 治 | 君 |
| 社会教育課長兼<br>公民館長兼<br>図書館長            | 須 | 藤 | 智 | 裕 | 君 |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                      |   |   |   |   |   |   |
|----------------------|---|---|---|---|---|---|
| 事務局長                 | 小 | 田 | 桐 | 克 | 幸 | 君 |
| 次長兼<br>議事係長兼<br>庶務係長 | 関 |   |   | 孝 | 憲 | 君 |
| 庶務係                  | 喜 | 田 | 和 | 子 | 君 |   |
| 総務係                  | 水 | 嶋 | 篤 | 市 | 君 |   |
| 財政係                  | 村 | 井 |   | 涉 | 君 |   |
| 行革DX推進係              | 水 | 口 | 祐 | 太 | 君 |   |

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 認定第 1号 令和4年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 令和4年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 令和4年度森町公共下水道事業会計決算認定について

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席9番、佐々木修君、議席10番、加藤進君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。なお、通告外の事項や質問以外の発言に及ぶことのないよう、当局も含め不適切な発言についても十分に注意されるよう、併せてお願いいたします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従うよう重ねてお願いいたします。

初めに、災害時の避難道路、避難施設整備について、議席3番、高橋邦雄君の質問を行います。

○3番（高橋邦雄君） では、通告に従いまして質問させていただきます。

災害時の避難道路、避難施設整備について。近年、全国で大小様々な災害が頻繁しております。地震等によって森町にも津波が到来するものと想定されます。津波は地震発生時から数十分で到達することから、高台の避難所確保が急務とされております。森町ハザードマップに避難目的地点、避難場所一覧に記載されておりますが、各地区によっては避難場所が遠く、車両にて避難される場合と徒歩等にて避難される場合があります。避難行動によっては、救われる命と救われない命が生じるケースがあります。高齢化社会の到来を

受け、従来の災害対策では町民を安全に避難させることができないものと考えます。防災まちづくりの強化を図るために町民の意識づけが必要であると考えておりますが、災害が発生したら自らの命を守るためには、より早く、より遠く、より高く避難することは常識と言っても過言ではありません。津波による避難道路整備、避難施設が必要であると考えます。避難道路整備、避難施設に関しては、財政的有利な補助金や起債等もあります。計画的に災害に強いまちづくり形成を推進すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正が行われ、津波避難対策を特別に強化すべき地域を特別強化地域として当町も指定されております。指定された自治体が作成した津波避難対策緊急事業計画に掲載された津波からの避難の用に供する避難施設、その他の避難場所の整備に関する事業や避難場所までの避難の用に供する避難路、その他の避難経路の整備に関する事業等については、国の負担割合が2分の1から3分の2へかさ上げとなっております。現在、津波浸水想定区域内の町内会を対象に津波対策検討会議を順次開催し、法改正の内容を説明するとともに、津波避難に関する実効性を確保するため、避難施設の整備や避難路の整備等のハード対策とともに、避難計画や防災知識の向上等のソフト対策も含めて各地域ごとの津波避難の課題などについて意見をいただき、実施すべき事業について地域と情報共有を図っているところであります。

なお、今後の津波避難対策緊急事業計画に基づくハード事業の実施スケジュールとしては、町内会ごとの津波対策検討会議を令和5年度から令和6年度にかけて行い、事業の洗い出し及び優先順位の決定、令和7年度に津波避難対策緊急事業計画の作成、令和8年度に計画に基づく事業の実施としておりますが、この間の町内会の津波対策検討会議で出された課題や要望等で緊急事業計画に基づく事業以外においても津波避難対策に有効な取組については並行的に実施をしております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君） では、再質問させていただきます。

森町のハザードマップ避難目的地点、避難場所が掲載されておりますが、ハザードマップの存在意義は、洪水や津波による浸水の深さや土砂災害の発生する可能性の高い地域など、どこで災害が起こるのか、そして避難所の場所や避難経路を住民が知るための1次資料です。森町も高齢化が進み、町民の生活環境も変わってきております。歩行の問題が生じている、運転免許を返納している、介護が必要である等年々変わってきております。例を挙げますと、ある市では職員が市民の名簿を見ながら議論を交わし、障がいのある人を優先して回ろう。まずは、制度を理解してもらうため説明に注力すべきと災害発生時に障がい者や独居の高齢者の避難を手助けする人のほか、避難所への経路を事前に定める特別避難計画の作成のため、職員が対象者の自宅を訪問する準備を進められております。

2011年の東日本大震災では死者の6割を高齢者が占め、障がい者の死亡率は健常者の2倍となっております。このことに国は誰一人取り残さない防災を進めるため、各自治体に個別避難計画書の作成を求め、2021年の災害対策基本法の改定で作成を市町村の努力義務としております。また、1人分も作成していない自治体は全体の3割の62市町村、国などの昨年の調査では全国の約3割の自治体が作成しておらず、策定が急務となっております。森町も早急の策定が必要であり、個別避難計画の際、民間介護事業者とデイサービスなどを受ける際、ケアプラン作成時に個別避難計画書も併せて作成する取組を進めるべきであります。

また、尾白内地域の避難道路は、避難する際海側に対して横移動をしなければなりません。災害時に速やかに高台まで垂直に移動できる避難路を設置することが急務であります。函館地方气象台、地震津波防災対策官の方にお話を聞く機会があり、被害を最小限にするためには、津波に関して避難する際は平行移動ではなく垂直に避難することが大切であると話されておりました。

尾白内町17号線の避難方法は、避難道路として道路整備が悪く、冬期には踏切を閉鎖している状況です。町内会の方々は、避難道路整備ができていない道路をどうやって歩いていくのですかと話されておられます。このことから地域に暮らす方々の状況を調査し、避難道路、避難施設の設置を進めていかなければならないと考えております。各地域の避難道路、避難目的地点、避難場所までを示す標識等を設置する、災害時に町民が安全に避難することができるようにすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先般行っております町内会単位ですけれども、津波避難の計画を立てる上でご要望等お聞かせいただいている中で、高橋議員おっしゃるとおり本当に多くの方々は地域から避難するときどのような経路を使って、どこに向かって避難すればいいのかというところ結構曖昧な方というか、曖昧な認識の下でいらっしゃる町民の方もたくさん多くいらっしゃいます。その中で、現ハザードマップの避難路を赤字で表示されていますと。そのルートしか使用してはいけないのではないのかという勘違いされている方とかもいらっしゃいました。当然尾白内地域、そして新川もそうなのですけれども、線路の海側以降お住まいの方々というのは、やはりこの踏切がどうなってしまうのか。地震でJRの列車が踏切を塞ぐ形でもしとどまった場合に、そういうこともどのようにして避難をすればいいのかということ非常に心配に思われていました。

確かに高橋議員おっしゃるとおり森地区でもそうですし、砂原のほうでもそうなのですけれども、本当に避難路というところの認識を深めていただくということ。そして、その避難路をどんなときでも使っていただくように行政も冬場の除雪ですとか、ここに避難路があるということをぱっと見といいますか、見て分かるような感じ、常日頃から認識していただけるような看板の設置等々をやはり求めておられました。

本当に多岐にわたる様々なご要望ですとか、いろんなご意見をいただいている中で、行

政としてはやはり最悪の環境下での避難というのを一番認識して計画をつくらなければならないと考えています。その最悪な環境状況というのは、やはり本当の真冬で、猛吹雪で、真夜中で、そこで地震に際して停電が起きて、なおかつ津波警報が出て避難しなければならない。そういう場合に独居で住まわれている高齢者の方、そして身近に寝たきりの障がいを持った方を面倒見ているご家族と一緒に住まわれている方とか、どうやって避難すればいいのか本当に分からないのだよという声もいただいています。要避難者のリストというものも以前から作らせていただいているのですけれども、その辺も本当にそういった最悪の状況を想定して自身で避難が非常に難しい、そういった方もどんどん絞り込んで、またそういうリストというものも行政のほうで認識しなければならないと思っていて、その辺も今進めているところでございます。

個別避難計画というお話もございました。まさに進むべき方向はそういったところでございますし、地域ごとに違うそういった避難に対する課題ですとか悩みというものも今行っている意見、検討会議の中でしっかりと吸い上げて地域ごとに違いがあるというか、そういった課題もしっかりと解決しながら誰一人取り残さない、亡くなる方ゼロなのですよと胸を張って言えるような避難計画にしていかなければならないと考えておりますし、ぜひそれを目指して我々も、今答弁の中でスケジュールをちょっとお話しさせていただきましたけれども、本当に早急に進めて、短縮できるようなものであればしっかりと短縮してこれは進めていかなければならないと、そのような認識でおります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君） では、再々質問させていただきます。

答弁の中にもやはり避難に関して町民に、皆さんに周知していただくように標識的なもの、避難道路に関しての設置も必要だという答弁もいただきました。これは、私も実はいろんな地域の避難道路をちょっと歩かせていただきました。実際ハザードマップを見ながら皆さんが、では避難経路、避難路をきちっと理解しているかといったらそうではないと考えております。ですから、避難標識というのは災害に対してまず第一にやらなくてはいけないと考えております。その点、今答弁の中にも町民誰一人残さない災害対策を進めていきたいというようなお考えの下であれば、早急に進めるべきだと私は考えております。

あと、個別避難計画書ですか、これは早急に高齢化が進み、いろんな生活環境が年々変わってくる状況の中で、職員がその各自宅を訪問しながらどのような状況であるのか、ではどのような避難が大切なのかというのもやっぱり聞き取り調査、これはまず必要だと考えております。そこを進めるに当たって早急に、一応計画というのは理事者側ではあると思いますが、その部分も踏まえて再度再々質問で答弁ちょっとお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

高橋議員おっしゃるとおり本当に早急にできるもの、既に避難路として設定されているにもかかわらず標識が少し不足というか、例えば見づらいですとか、ないというのは本当に早急に設置しなければならないと思いますので、その辺は計画の策定が進む云々にかかわらず、これは早急にやらなければならないのかなと考えているところでございます。

個別の聞き取りというところで、先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたけれども、要避難者の対象の、本当に一人では逃げられないという方々の絞り込みに関しては今実施させていただいている最中ではございまして、その辺に関しても町内会に入り込むというのは当然でございますし、さらにご要望というか、個別の案件ごとにより状況は違うと思いますので、その辺はきめ細やかに対応のほうはさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 災害時の避難道路、避難施設整備についてを終わります。

以上で議席3番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、ふるさと納税のさらなる増額について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） それでは、私のほうから1点、ふるさと納税のさらなる増額ということで質問いたします。

先般総務省が発表した2022年度のふるさと納税の現況調査によりますと、道南市町村18で最も寄附額が多かったのがこの我が森町、22億3,000万ということでございます。続いて、八雲町が18億7,000万と。全道では紋別市が194億3,000万、2位が根室市の176億1,000万であったというふうになっています。このふるさと納税は、各自治体にとっては大きな重要な財源であり、魅力のある収入源でございます。近隣のある市も前年度比7割増というふうなことで意気込んでおります。

そこで、これらの返礼品を作成している企業の協議会を設立して、今最盛期にやっておりますけれども、各物産展への参加や品種改良等に取り組むべきでなかろうかなというふうに思って協議会へも助成をして、PRにももっともって力点を置いていくべきだろうと。30億、50億ともなれば町財政に対して相当な貢献となるもので、町民の福祉、教育の向上等々につながり、より住みよいまちづくりが実現可能であろうというふうに思っております。森町は道南でも優秀な企業が多いので、ぜひ協議会を設置させ、返礼品のPRに一層の力を入れて、日本国中の方々に喜ばれる商品を作りまして、ふるさと納税の増額に全力を挙げていこうではございませんか、町長。町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

令和4年度のふるさと納税全体の寄附額は、全国で約9,654億円、寄附件数は約5,184万件で、森町は約22億3,000万円、約13万4,000件で全国81位、全道では11位でした。道南の

1位をキープしましたが、昨年度より減額となったため、この結果に満足してはいけないものと考えております。

ふるさと納税返礼品提供事業者や、発送や仕分などを担っていただいている町内事業者の皆様には、既に大変な企業努力をしていただいていると思っております。議員ご指摘のように、今後も事業者との連携をさらに強め、新規返礼品や新たに柱となる返礼品の開発、返礼品提供事業者の掘り起こしや支援などに一層力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

PRにつきましては、当町では平成30年度に大阪などでのふるさと納税PRイベントに参加し、一定の効果があつたと考えております。新型コロナウイルス感染症の影響で中止になっていたイベントも徐々に再開されてきておりますので、事業者と一緒に参加し、森町の思いや熱意を伝え、さらなる知名度向上を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○5番（山田 誠君） このふるさと納税は、今年10月から仲介手数料を始めまして、各経費のルールの見直しが行われます。これは、7月14日に総務省が発表しております。そのため各自治体は返礼品の見直しができ、競争は今まで以上に激化するということは目に見えてきているということは町長も御存じのことかと思っております。この制度が開始してから15年経過しています。これは平成20年度から行っていますけれども、現在いろいろな制約等々が出てきて転換期を迎えてきているのではないかなと、そういうふうにも思っております。そのため厳しい制度の下、ふるさと納税額を増やすためには先ほど申し上げましたいろんな事項を重点的に行っていくないと、ふるさと納税額の減額につながるということは目に見えていると思います。

これらを解消するためには、やっぱり各物産展等々への参加、出店、特に今年度から道が東京の新宿区に道産品のアンテナショップを開設しているわけです。それで、これらをやっぱり利活用していかないと駄目かなと。先ほど大阪も行っているというふうな話ですが、やっぱり問題は東京中心だろうというふうにも思っております。また、渡島管内の町村でも、先ほどちょっと触れていましたけれども、返礼品の試作品の経費の助成を行っている町村もございます。その町も一生懸命頑張っているわけですが、やっぱり森町もこれらを踏まえまして、当町も地元企業に対しての助成、そしてよりよい返礼品、町長先ほど返礼品に力を入れていきたいと言っていましたけれども、それらのものの各物産展への参加をしまして、ふるさと納税額の増額をしまして、一般財源の確保に全力を傾注すべきだろうというふうにも思っております。いかがでしょうか。再度お伺いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員御存じのとおり10月の制度改正、非常にこの経費の圧縮というところで全自治体が今対応に追われているというところであると認識しています。当町においても新制度に照らし合わせたところ、現行のその経費率というところが非常に50%よりオーバーしてしま



っているという、そういう状況がありまして、現在関係返戻事業者さんも当然そうすけれども、ポータルサイト運営会社で運送、様々な事業者様にご協力お願いをしている状況でございます。まだまだ物産展の活用、そして商品自体をとということも非常にこれは議論になっているところもありまして、一部どちらかというところ寄附をいただく場合よりかは、寄附として納税額が出ていく自治体、そういった自治体からは本当にこの制度、本来の趣旨と照らし合わせてどうなのだという意見が非常に出ております。そういった中で返礼品競争というところになっているというのは、これは非常に寄附額多くいただいている自治体としてはありがたい、その言葉に尽きるとは思うのですが、総務省の見解としては、そういった返礼品競争というのは趣旨に反すると、そういった方針も出されている中で、今後経費率も圧縮しながらどういうふうに寄附額を集めるか、そう考えた場合でもやはり北海道内、特に海産物を主な返礼品として掲げているその自治体にしては、本当にこの返礼品競争というものからは逃れられない状況というのが出ています。

結局のところ制度が変わりまして寄附額を上げるのか、それとも経費を圧縮するのか、その2通りしか方法はございません。その中で同じ返礼品と比べて寄附額がほかの自治体より高ければ、それは当然今までいただいていた寄附がほかの自治体に移ってしまうという、そういった懸念は本当に考えられます。インターネットサイト上でも本当に価格はもうネットショッピングのように簡単に比べられますし、返礼品の内容もどういったものなのか、そしてレビューというその評価というものも非常に横並びでいろんな自治体の返礼品と簡単に並べて比べられる状況であります。そういった中で本来の趣旨というところとはまたちょっと一線置いておいて、別路線でそういった部分をどうやってほかの自治体と競争して、表現は難しいのですが、勝ち残っていくかという表現は正しいかどうかはあれなのですが、実際そうなので、勝ち残っていくかというところをやっぱり検討しなければなりませんし、そこはますます自治体、そして事業者さん、関わる全ての事業者の皆様と協力をしていかなければならないと思っておりますので、その辺は寄附額、経費の圧縮というのはほかの自治体も一緒の条件ですので、そこはしっかりと情報共有しながら今後も、10月以降も寄附額をしっかりといただけるような、そういった状況にしていかなければならないと思っております。

引き続き、当然返礼事業者さんからの情報共有、町からの意思の疎通、共有というものもしっかりと行っていくところは議員ご指摘のとおりと認識しているところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○5番（山田 誠君） このふるさと納税、先ほど言いましたけれども、平成20年に法整備されたわけでございますけれども、近年、町長もさっきちょっと触れていましたけれども、住民税の控除額、要するに流出額なのですが、の多い自治体が増えてきていると。これそこに住んでいる住人がふるさと納税金額を増やして、ほかの町村に出した場合自分た

ちの税金が、住民税が減っていくということなわけですけれども、これに大変各自治体も苦慮しているというところが多く出てきている。それで、住民税のその減収分、これは地方交付税で75%は国で補填するわけなのですが、問題は25%がやっぱり全然返ってこないということで相当な金額になっている。これは事実でございまして、各町村からも売っている町村は、返礼品の多い町村は喜んでいますが、逆に怒っているわけです。それで、今後は普通交付税の多分基準財政収入額に加算されてくるだろうと。補填もなくなるのでないかなというふうに、私個人的にはそう思っているのです。そういう時代が来るのでないかなと。これは例えると、前に特別土地保有税というのがございまして、これはバブルが入ったときから崩壊したまでの現時点まで非常に大きなブローカー的なもの、土地に税金をかけて各町村が潤った時代がある。そのやり方が似ているのです、このふるさと納税というのは。

それで、今後は森町の健全財政を保つためには、やはりあの財政調整基金、今16億ぐらいしかないですけれども、これ財政通に言わせると大体30%から40%積みなさいということになっているわけです。だから、それをやっぱり目標にやらないと、これから森町も教育の振興なり福祉の向上、または子育て支援、そして特に公共交通施設の改修時期の到来が来ているわけです。先ほど言ったように複合施設だとか公民館もそうだし、相当な金額を要する。または、国保会計、後期高齢者、介護保険等々の他会計の繰出金も年々増えてきている。相当な金額が出てくるということを考えますと、財政調整基金というのは最低30億から40億積んでおかないと駄目だと。今の倍は積まないと、安全な行政運営ができないというふうになっているわけなのです。そのためにふるさと納税のこの制度があるうちに、将来を見込んだ森町の安心、安全できる財政運営を行うためにあらゆる方策を、手段を取り入れてふるさと納税額の増額を図って安全、安心で暮らせる豊かな森町をつくるためにふるさと納税額の財源確保を図るべきだと、私はいつもそう思っているのです。それでないと、森町もこれから大変な時代を迎えるということになりますので、その辺の考え方を再度お伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ふるさと納税のことも含めた財政全体のお話というか、そのようなことで捉えたところなのですけれども、様々な制度改正もこれからも行われると思いますし、やはりどんどん、どんどん今のこの返礼品競争というところが緩和というか、返礼品競争にならないような制度改正にどんどん進んでいくのかなというふうに思っています。このふるさと納税の制度自体それぞれの立場でいろいろな主張、要望とかがありまして、やはり地方からすればこの制度の見直しはもっとこういうふうにしていただきたい。

例えば地方税のみが対象で、国税はこのふるさと納税から対象外になっておりまして、そういったところも、これは勝手に言っているだけなのですけれども、地方税が対象ですから、地方税の場合であれば国税の再分配という考えで新たに仕組みをもう一つつくったりすれば、もうちょっと何らかの返礼品競争にならないような仕組みづくりをスタートさ

せる足がけ的なものになるのかなというところもアイデアとして持っている自治体の首長も多くおられます。需要額のほうに加算される可能性もあるというところも本当になくはない話だなというふうに考えているところでもあります。

ふるさと納税は、基本的にいただいているその財源の中で重要な財源であるというのはそのとおりだと思いますし、ふるさと納税を活用して財源を確保するというところと、やはり望まれないことではあるのですけれども、人口減少、様々な地域が縮退していく中でどのような行政事業を行っていくか、公共施設もどのように再整備していくのかというところは非常に大事なところだと思います。そういった点では、財源の確保とより効率的なそういった財政、行政サービスの提供というところは両輪で考えていかなければならないと、そのように認識しておりますので、今後様々な新規事業、新整備の事業を開設するに当たり、その辺は当然町民の皆様への説明もそうですけれども、議会の中でご議論していただく大事なポイントになるのかなと思っております。我々もそのような点をしっかりと大切なところだと捉えて議会のほうに上程をしていきたいと思っておりますので、その点は引き続きよろしくお願ひしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ふるさと納税のさらなる増額についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、農業就業者減少対策について、議席4番、河野淳君の質問を行います。

○4番（河野 淳君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

森町の農業就業者は平成22年から令和2年の10年間で459人から332人へと減少し、同時期の森町全体の人口減少率17%を大きく超える約28%の減少率となっております。また、高齢化も進み、平成22年は65歳以上の割合が36%だったものが令和2年では約48%まで上昇しており、高齢化に歯止めがかかっていない状況にあると言えます。令和5年3月に策定された森町人・農地プランにおいても70歳以上の後継者未定の農業者の耕作面積の多さが課題として上げられておりますが、町の現在の対策は中心経営体への農地の貸付け、集約及び新規就農への補助金などにとどまっているところであります。

森町の基幹産業である農業を持続可能なものとするために新規農業者の増加はもちろんですが、経営体としての農家数の維持は必須であり、農林水産省の調査で新規就農の課題として上げられている営農技術の習得、資金の確保、生計が安定しないことについて町として具体的な対策が必要ではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

新たに就農を希望される方の中には認定新規就農者に該当せず、国等の有利な支援制度を享受できない状況下で営農を開始しなければならないケースがありますが、このような就農希望者に対しても別途支援が必要であると、そのように認識しております。しかしながら、持続可能な営農者育成のための支援制度の拡充においては、研修支援、就農進学支援、就農技術支援、家賃助成、免許取得支援、受入れ農家支援、就農支援資金などの技術

的支援や経済的支援が想定されますので、認定新規就農者に関する認定条件やルールに乗っ取り持続可能な支援体制の基盤を確立し、対応していかなければならないと考えております。

新規就農の課題については、まずは国等の支援制度を受けていただくことを基本とし、認定新規就農者となつていただくための申請等に対する指導、助言を核として新規就農者への営農指導体制を構築してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○4番（河野 淳君） それでは、再質問させていただきます。

新規就農制度について国の支援を基本に、そこからはみ出た部分を町のほうで支援していくという町長のお話でございますが、認定農業者の認定基準が厳しいということと、技術指導と言葉では出てくるのですけれども、実際その作物に対する技術指導をどこまで受けられるかというものについて、森町では実績がないというのが現状でございます。実際農業を志した者がどうやって農業で生計を立てていくかとなったときに、国の制度でやろうとしたときの制度の部分については年収が200万上限で、それ以降はもう補助金の返還とかかかるですとか、なかなか本当に生活していこうと思ったときには厳しいものがございます。

振り返って今町の現状を考えると、1次産業というのは森町の基幹産業でございますが、今回町政の執行方針も読ませていただいたのですけれども、農業、林業、水産業と1次産業ありますが、担い手に対して町がやっていくというのを書いているのは水産業と林業については書いていますが、今回農業については書かれておりません。国のほうの支援制度が手厚くあるということで、その辺については記載しなかったものと思われませんが、さらなる町独自の支援の部分について、やはりその執行方針において町の方向性としてやるべきではないかと思えます。

その辺の部分について、再度町長の所見をお伺いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

河野議員おっしゃるとおり認定新規就農者の基準というのが高くて、様々なハードルがあるのは本当に事実だと思っております。その中で執行方針のお話も今出ましたけれども、やはり国等の様々なそういった助成制度ですとか、支援策というものがあつた中でほかの1次産業と比べて条件さえクリアすればそういった環境は整えられると。しかし、議員おっしゃるとおり私が町長に就任してから様々なケース、相談等を受けている中で就農を決めてからいろんな問題が出たり、いろんな課題が降って湧いたように出てくるというのが本当に多くあります。その中でも我慢強く地域に入りながらいろんなことを地道にやっていける方のその経済力というのもやはりある程度担保されなければならないし、ある程度自身で持っていなければならないと、そのようにも思っています。

先般北海道新聞さんから取材を受けたときに少しお話しさせていただいたのですけれど

も、来年度から新規就農に関わるそういった営農指導体制というものを森町の営農指導対策協議会を下に強化していくと、そのような方針、取材に対して答えをさせていただきました。その点について詳しく来年の執行方針で書かせていただきたいと思います。やはりほかの自治体と比べて独自の新規就農者の受入れ態勢から、本当に就農とはどういうものなのかというところを体験していただくような体制というのも必要だと思っています。

そんな中で、先日の取材の中ではまずは濁川地区というお話をさせていただきましたが、森町で就農する上でのメリット、地の利といいますか、何で森町を選ばれたかというところは濁川にかかわらず火山灰で水はけがいいですとか、駒ヶ岳地域も尾白内も全体含めて皆さん、今森町で農業をしてみたいと言われている方本当に多く来ています。その中でまずは濁川地区、あそこは温熱施設電源の施設もありますし、古くから6次化、そしてブランドディングもかなり行われている地域でもございました。集落的にどんどん、どんどん離農も進んで、地域の集落の維持というところでも非常に課題もありますので、その辺も新規就農者との課題解決とセットにして何か体制を整えれば並行的にいろんなことができるのかな。そのためにも営農指導対策協議会、昨年からですか、私会長に就任させていただきました。体制の強化に努めてきているところでございます。濁川には濁川小学校、今休校になっていますけれども、そういった今休ませている施設をどのように町長使っていく気なのかというご質問も集落での会合で聞かれておりますので、その辺も含めて地域としっかりと話し合いをしながら、そして指導農業士さん、そして農業士さんの皆さんのお力もお借りしながら、当然JAさん、普及センターのお力添えもいただきながら、営農指導対策協議会を軸として体制強化、新規就農者の受入れ態勢というものをしっかりとつくっていきたくと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 農業就業者減少対策についてを終わります。

以上で議席4番、河野淳君の質問は終わりました。

11時まで暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に、今後の財政運営について、不納欠損責任問題のその後について、有害獣対策の今後について、マイクロ水力発電実証事業の取扱いについて、議席6番、野口周治君の質問を行います。

初めに、今後の財政運営についてを行います。

○6番（野口周治君） 今後の財政運営方針について伺います。

決算資料を見ると、町の財政力、財政の健全性に関する指標に大きな問題はなくて、極

端に言えば赤字になる心配は少ないとしています。ただし、経常収支比率、つまり地方税や交付税などの比較的安定して入ってくるお金に対して義務的で経常的な出費の割合が高めに推移しているのではないかと思います。行政の仕事ですから、安定財源を使って基本的に必要な行政サービスをしっかりやる、これは大切です。しかし、同時に財政が硬直化して新しいことがやりにくくなるようではこれも困ります。特に森町は老朽化した施設の更新期に入っていますから、これから大きいお金が必要になります。今後歳入、入ってくるお金が増えるというのであれば別ですけれども、早いうちによく考えて重心を下げる工夫をする必要があるのではないのでしょうか。ただし、弱い人にしわを寄せるようなことはせずに。町の財政状況の評価と今後の方針についてお考えを伺います。

書いていなかったのですが、追加で資料を頂きました。指標もありました。これはこの後の決算の審査の中で具体的にはやられると思いますので、細かい説明は結構です。大枠についてお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、毎年度の決算数値に基づき算定している健全化判断比率ですが、令和4年度決算では全会計で赤字は発生しておりません。実質公債費比率については10.6%と昨年度の12.2%から減少しており、将来負担比率については令和3年度同様、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため数値は算定されず、健全化判断関連指標については改善傾向にあります。

また、議員ご指摘の経常収支比率ですが、令和4年度では93%と昨年度から2.2%数値が上昇し、過去10年を見ましても常に90%以上と高い水準で推移しており、財政の硬直化が進んでいる状況であると言えます。今後も経常的経費は増加が見込まれ、さらに厳しい財政運営が予想されることから、地域経済活性化による税収の向上や徴収対策強化等による安定的な自主財源の確保、国庫支出金や交付税措置のある有利な起債の活用等、財源の確保と有効活用に努め、起債を伴う普通建設事業では財政状況を勘案し、真に必要な事業の取捨選択を行い、経常収支比率の改善に取り組みながら柔軟性のある財政基盤の確立を目指します。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○6番（野口周治君） 問題意識は重なっている、同じような問題意識をお持ちだということが分かりました。私が今回この問題を決算審議に先立って提案した意味は、この後次は予算の編成に入るはずだと、その予算の中でどういう予算を組むかということによく見えるはずだと、その論点をあらかじめ設定したいという気持ちがあります。同じ指標をつくるまでいくかどうかではなくて、どういう工夫をしたかという総括的な議論が可能になるのではないかと記載をしています。

さあ、これから厳しくなるという話がありましたが、例えば今のアルプス処理水の問題、これは直接、間接に町への担税力がどうなるかという問題、あるいはほかの負担が増える

問題にも直結し得ると思っています。大変な大きな問題で、町独自でできることは限られますが、状況としてそういうことがある。

それから、先ほど同僚議員が質問された、この後も予定されていますが、ふるさと納税、経費率例えば5割とすれば10億規模の税収が、これは経常収支の外ですけれども、ありますが、これがどうなっていくかによってはますます自由度が下がる可能性だってある。そういう中で、どうしていくかが大事だということを見えています。

近隣の町が、ではどういう経常収支率かというのも総務省の資料ですが、今便利ですからウェブで取り出したら見えます。一般財政の規模がほぼ同じようなところ、七飯町が81.9%、それから八雲町が85.7%、これは令和3年度の数字ですけれども、という水準です。ほかの町についてもおおむね85%までになっている。やはり当町の財政がやや硬直化しているという見方は必要だと思います。よろしくをお願いします。

それから、先ほど有利な起債という話もありました。確かに施策を行うときに例えば施設を複合化します。そうすると、有利な起債につながります。充当率が9割ありますというふうに考えていくと、単年度で実際に出ているお金は初年度以外は比較的小さいと見えるのですけれども、片方で収入が厳しくなる可能性がある。それから、支出が逆に増える要素がある。そういう中で少しならいいのかということと、これが単品ではないです。いろんな施設の老朽化が進んでいます。

私が一番これはどうするのかと思っていますのは、例えば水道事業。料金を取れない水、つまり漏れている水がどこの自治体でもだんだん増えていって管路の更新が必要、大変なお金がかかるはずで。こういうものを含めて、これからお金が必要になる。非常に厳しい議論であることは承知していますが、これを正面からどう捉えるのかということでもう一度答弁をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今回決算数値、決算委員会等で様々な議論というところ議会のほうから頂戴いたしまして、来年度の予算作成につなげていきたいなというところは、私どもも毎年のようにご意見いただいている中で創意工夫をして、今後も引き続き予算のほうを作成していきたいなと考えております。

ご指摘のとおり突発的な国際紛争ですとか、国際情勢の変化によって本当に突発的に支出しなければならないような、そういった支出もこれからやはり増える可能性もあるのかなど。しかしながら、何もかも町単費で負担しなければならないというところには、当然議論の場というものもあると思いますので、その辺は中央に対する要望ですとか、協議会等での議論の中での森町としての主義、主張、そういったものもしっかりと行いながら負担の少ないように、これはどこの首長も同じく考えていることではあると思うのですけれども、その辺はしっかりとやらせていただきたいなと思っております。

ほかの自治体と比べて経常収支比率の違いというところも、確かに森町は90%前後、今年93%というところで、当然これは硬直化という判断も否めないところではあるのかな

と思います。産業の違いというものも七飯と森とでは、七飯は水産業もなく、そしてそれに付随する様々な補助メニュー等々もありませんし、立地している、所属している企業からの法人税等々もなかなか違いがある中で、一概には比べられないのかなとは思いますが目指すべき、学ぶべきところというものは各自治体にそれぞれあると思います。

私も首長の勉強会の中で財政の話というものは本当によく出まして、それぞれの町長によって例えば同じ経常収支比率の数字の自治体が並んだとしても、いや、まだまだ大丈夫だ、いや、でももうこれはきついのではないかという、やっぱりその立場によって違いがあるというのもまた現実でございます。その辺は今後森町がどうして、どうやって新たなこの資本整備、公共施設の整備、先ほど水道の話も出ましたけれども、そういったものの更新も含め、新設も含め、どのように設計していくかというのは切り離せない問題だなと考えておりますので、その辺もしっかりと議員の皆様方に情報共有をさせていただいて、議論の中で本当にいろいろなお話ですとか、お知恵もお借りしながらしっかりと組み立てていきたいなと考えているところでございます。

ふるさと納税のお話も先ほど来同僚議員の方々からも出ている中で、ふるさと納税は一応自主財源として捉えられておりますが、やはりご承知のとおり今このような制度改革で減るのではないかと、頑張れば増える、そういったものはどちらかという私は依存的な要素として捉えておくべきだなと一応は思っております。その中で増えれば増えるだけ財政的には経常収支も改善しますし、当然悪化すれば悪化しますし、その辺はやって駄目なら仕方ないよねというところではなくて、これはもうある一定金額は必達なのだとこのころで担当課とも情報共有させていただいておりますので、その辺はしっかりと、何一つながっていて影響をお互いに与え合う、そういった項目である、全ては財政と関わりあるという認識は今後もしっかりと持ち続けて予算策定のほうには進んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○6番（野口周治君） 短く3問目はやります。

近隣と比べていろんな状況が違うというご説明、そのとおりだと私も思っていますが、片方で道内の町村の水準という見方をするとおおむね8割、7割台というところもあって、これは非常に特殊な状況がいろいろ、ある意味苦しいところもあるのだなと私は数字を眺めました。そういう意味では、市レベルのところにはほぼ並ぶような水準というのはやはり高いという認識をはっきり今おっしゃっていただきましたけれども、持って進む必要があると考えます。

それからもう一つ、国が措置してくれる話になるのですが、国自体が今お金がだんだんなくなっている、苦しくなっています。今まで使っていないところに物すごくお金を入れようとしている。そういう中で、例えば臨時財政対策債という形で財源不足のときに補填しますという形で制度はできています。そうすると、基本的な基準財政需要額



にプラスされて出てくるかと思いたくなるのですけれども、実績としては必ずしもそうではないと私は理解しています。つまり後から渡すよと言ったのに、基準を変えられて地面が下がっている。結局のところ、後から入ってくると思ったお金が当てにできないということも起こります。そういう中であって、それが国のやることでいいと私は全然思いませんが、それでも何とかするのが町の仕事だと思うので、もう一度お尋ねをします。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私も町長になる前はこの財政の仕組みというか、民間となかなか考え方も違いまして本当に難しく、逆に言うと担当部局の悩みというのも本当によく分かるようになってきました。ご指摘の臨時財政対策債ですとか、交付税幾ら入ってくるのかということも予算立ての段階ではある程度予測しなければならないというような部分がありまして、そこまで大きく乖離するという状況はないとは思いますが、やはりご指摘のとおり国のほうも財政、財政が厳しい自治体というものは本当に多く、国のほうもそれは全く同じだと思いますので、野口議員のご質問の中にある重心を低くするという表現がこの質疑を通して理解できたなと思っております。

しかしながら、少し話は戻りますけれども、例えば水道の事業の更新ですとか、公共施設の改修、そして先ほども出ました津波対策の施設整備、ハード、ソフトも含め、もう本当に多岐にわたる項目で経常支出といいますか、そういった要素の支出というものがまだまだございます。有利な起債を使って将来負担率を下げる、交付税で措置していただく割合が多くなるように、その辺は職員が本当にもう汗をかいて、中央要望等は私がしっかりと行って情報調達、情報共有もして、有利な起債をより多く使って、なるべく地域の単費負担がないような事業を練って進めていきたいなど、その辺は改めて申し上げておきたいと思えます。

本当に経常収支を削るということは、例えば今普通に補助を出している各協議会、団体のそういったものもカットしていくという話になります。2つある施設を1つに統合する、これは実際今公共施設、庁舎、公民館の建設整備に関して必ず議論になりますし、町民からもご質問はいただくところかなと思っております。しかしながら、その点でも長期的な視点を持って分かりやすく町民にお伝えできるようにご理解をいただく説明というものは心がけていかなければならないし、もう何でもかんでも整備できない、何でもかんでも用意できない、ある程度は我慢していただいて、集約化に向けてご理解をいただくというところはもうこれは避けては通れないなと思っております。先般施設整備、そして公共施設の在り方について本当様々な分野でいろんなお話を町民の皆様ともさせていただきました。本当にご理解をいただきながら、そこは対話を重ねて進めていかなければならないという姿勢はしっかりと持って進めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 今後の財政運営方針についてを終わります。

次に、不納欠損責任問題のその後についてを行います。

○6番（野口周治君） 今年の3月に中間報告が行われた不納欠損処理の責任問題についてです。

1つ目、その後の検討結果を説明してください。あわせて、起きた問題の処理と共に大切なのは再発の防止です。規律ある職場、法令やルールを守ることを徹底して、違反があればその責任を問い、きちんと処分することも必要ではないでしょうか。また、担当業務を引き継ぐとは、懸案事項、関連文書などのほかに責任も引き継ぐことです。前任者の処理に誤りがあれば、それを正す義務もあるのではないのでしょうか。

2つ目、再発防止の考え方と取組について説明してください。これも質問を提出した後、この後の取扱いについて議会に申入れをいただいたので、その14日でしたっけ、にお話があると、みんなで聞くということになっていますので、そこに触らない範囲で結構ですからお答えください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目ですが、町では歴代の町政執行者からの聞き取りによる全容の把握ができなかったため、訴訟により責任を追及し、その結果などを踏まえ最終報告という形で町民の皆様にお示ししたいと考えておりました。

そこで、訴訟を提起するに当たり当町の顧問弁護士及び北海道町村会の顧問弁護士に相談いたしました。当町の顧問弁護士の見解は、訴訟を提起することは困難であるというものでした。また、北海道町村会の顧問弁護士についても、前町長及び元町長の法的な賠償責任の追及は困難であるという見解であったため、町が訴訟により歴代の町政執行者の民事責任を追及することは困難であると判断したところであります。なお、詳しい経過と現理事者の責任の在り方については、9月14日開催予定の議会全員協議会で最終報告書について説明し、町民の皆さんに公表したいと考えております。

2点目ですが、まずは職員の対応については債権に関する法令や事務処理の知識が乏しかったことも一因と考えており、これまでに滞納処理に詳しい職員を人事異動で配置したり、研修会等への参加を促しました。次に、懸案事項ヒアリングを毎年実施し、問題を先送りせずに担当者や各課内のみならず庁全体として情報を共有し、どう解決していくか検討する体制を構築しました。これからも受益者負担金の問題に限らず、法令にのっとり適正な事務処理をすべく、職員が上司や町政執行者に進言できる関係、また町政執行者や上司が職員任せにしない責任ある組織としての環境整備が再発防止につながるものと考えますので、上司と部下の信頼関係の構築と隠し事のない風通しのよい職場環境を私が先頭に立って築いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 法律の専門家のアドバイスで困難だということなのですね。大変残念ですが、それを押しつけて訴訟を提起する方法はないわけではないですが、やっても勝て

ないよというのに恐らく等しい、そういうアドバイスだったと私は理解をします。理事者として最終的にどうするか判断をされて、今度ご説明いただける、議会にというふうに今日は理解をいたします。残念ですが、そうでしたか。

今、後段で組織内の風通しの話をさせていただきました。本当にそうだと思うのです。歴代のトップのいろんな働きかけがあって、その部下で仕事をした人たちの個別の責任は問えないという文脈がこの間何度か語られています。それは、あるゆがみのある組織の中でそういうことが起きると私も思います。想像力の中で想像できるのですが、ただこれを認めるということは、責任を問えないということは認めるということで、それは法律よりもそのときのトップの意向が大事だよということを追認するのに等しい。それでは困るのです。実際に実害のあるような処分、減俸、減給だとか、そういうことを求めるものではありませんが、何をすべきであったかを明らかにして、きちんとその責任はあるよねということを確認する、その手続が必要だと思います。

これは、公務員の仕組みって私よく分かっていないのですけれども、恐らく人事院の規則か何かののっとなっていろんなことはやられているのだと思うのですが、私の経験した職場では、過去の人がやったことであってもそのときの当事者が責任をやっぱり問われるのです。私は、それが当たり前だと思います。周りの人に対する責任がある。その責任を語らなければならない。これにどう応えるかを出さなければいけない。本人の経済的なペナルティーだとか、そういうことを求めているわけではありません。物事の縦横はきちんとしてほしいと、こういうことです。よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

冒頭その14日の最終日の報告の中で重ならないようにというお話というか、ご意見もいただきましたけれども、せっかくいただきましたので、私もある程度お話しさせていただかなければならないなとちょっと思います。

最終的にどのような処分、どのような判断をするかというところ、特に職員の処分に関しましては地方自治法のほうで規定がございまして、処分することができる、その判断は最終的には理事者が決定するというところが記載されております。この件に関しまして本当に最終的に誰かが責任をどのような形で取らなければならない中で、私は職員に関してはこのような戒告処分というものは今回は適さないかと判断しました。その理由としては、起きたことというものは長年の中で引き継がれたところ、認識の違い、知識のなさというところも確かにあります。当時はそれでみんなが大丈夫なのだという認識の下進んでいた中で、私が町長になってこのような件を表に出ているいろんなことを調べて進む中で判断しなければならない。その中で今回職員を処分するというところは、今後の体制の構築に関しても私は適さないかと判断しました。実際この件が表に出たから本当に各課、当り前のことですがけれども、みんなしっかりと様々な勉強をして漏れのないように滞納処分、そして徴収体制の強化というものは努めていただいています。そして、それが今回の事案に関係する担当課だけではなく、様々な公債権に限らず私債権のほうの処理に関しても本

当に職員は以前のままでは駄目なのだという認識で徴収強化に取り組んでおります。その点に関しては、今回職員を処分しないという判断に関しては本当にいろんなご意見をいただくとお思いますし、私が全て正しいというふうにも思っておりません。しかしながら、この判断に関しては全ての責任は町長であると思っておりますので、本当に様々なご意見、そしてご批判もいただくと覚悟の上でこういう判断をさせていただきました。最終的にこれは14日の全員協議会でもお話しさせていただこうと思いましたが、理事者の減給処分案をご提示して、そこでまたご判断、そしてお話をいただく機会もあるのかなと思っておりますので、そのようにご理解いただければなと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 中心的な論点については理解しました。もう一つ、仕事の引継ぎということについてですが、例えば引き継いだときにおかしなことがあれば、それは正していくというのが当たり前だし、それからいろんな組織にいる人がいますから、常識的にあり得ないような仕事の残り方をしているケースもあると思うのです。こういうことを一々取り上げてどうこうということではないのですが、引継ぎというのは一つ一つの担当した仕事を決算していくチャンスですから、そこで誤りがないかもそうですし、正常な処理が行われていたと言えるのかどうかも含めてぜひ見るようにしていただきたい。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ただいまご指摘いただきました仕事の引継ぎ等に関しましても、それは当然非常に重要なことであると思っております。現実問題としてご批判いただくかもしれないのですけれども、当時としてはそれがうまく働かなかった要素が多岐にわたり、本当に様々な状況が重なった中で今日まで至ってしまったという点、これは全体の体制として私は改善していかなければならないと思った点が一つ。

その中で先ほども答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、本当に包み隠さず、何か問題になっていること、問題になりそうなことを理事者に相談するというプロセスが全く今までは、全くと言ってしまうとあれなのですけれども、ほぼなかったと私は認識しております。町長を行政執行者の長として行政の仕事をするという仕組みの中でそれが正しいものだという認識の中で動いていたはずだと思いますので、まずはその全体の仕組みとしての風通しのよさ、ボトムアップだろうが、トップダウンだろうが、もう違うものは違う、いいものはいいというふうに、こう言える行政間の中の風通しのよさというものを本当に第一に今やらなければならないなと考えております。

先ほど来答弁させていただいておりますとおり、その点はもう職員全員本当に頑張って今やっています。懸案事項ヒアリングも毎年欠かさずやっておりますし、年に1回の懸案事項ヒアリングにかかわらず、もう課題になりそうな、問題になりそうな、何か本当にそういうことになりそうなものはその時期まで待たず、どんどん、どんどん説明しに来て

います。現時点で懸案事項ヒアリングで出てくるものは、もうほぼほぼ継続案件、過去からの案件でなかなか手がつけられない。それは職員レベルではなくて、もう政治判断にまで上がってしまうような案件というものがまだまだ結構ございます。対外的に関係調整をしなければならないものもございますし、当然議会の皆様のご意見、そしてご指導もいただくような案件もあると思いますので、行政内だけ包み隠さずではなく、理事者からも議会のほうにその辺は相談と情報共有というものはこれからもしっかりしていきたいと思えますし、細かなことで何かご不明な点があれば、本当に何なりと担当課のほうに聞きに来ていただければ、同じ行政の両輪としてそれはお力添えをいただきたいと考えておりますので、しっかりやっていきますというところと、引き続きそういったご協力もお願いしたいというところをお話しさせていただきまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 不納欠損責任問題のその後についてを終わります。

次に、有害獣対策の今後についてを行います。

○6番（野口周治君） 冒頭に重心を下げる話をして、こういう話もするのはちょっと難しいところはあるのですが、必要と考えて伺います。

有害獣対策の今後について、まずヒグマの除去について。今年10頭を捕獲していますが、内訳としてハンターが車で捜して銃で捕獲するというケースが増えています。ですが、ヒグマは捜してもめったに会えません。会える場所も鹿と同じとは限らないので、パトロールには時間が必要です。言い換えると、非常に効率が悪い。燃料代が一月に10万円になる人もハンターの中にはいます。ヒグマの捕獲は危険も伴うので、やりたがらない人もいます。

1つ目ですが、ヒグマの圧力は高まっています、今現在。捕獲を進めるために捕獲への助成金の増額を考えてはいかがでしょうか。これが1つ目です。

次に、アライグマ対策です。森町にもアライグマが現れています。私も実は去年見ました。気にせずずっと見ていたのですけれども、アライグマはスイートコーン、スイカ、メロン、トマトなどを好んで食べます。木登りも上手です。家畜舎や屋根裏に住み着いてふん尿の被害とか、家畜がおびえて生産停滞が起きるといっておそれもあります。このアライグマですけれども、繁殖力は非常に高いですから、早いうちにアライグマの捕獲事業を始めたいかがかと考えます。

3つ目、最後にハンターが所属している猟友会の事務局の費用はハンターが今の2倍以上いた頃の蓄えで賄っています。財産を食い込んでいます。将来のことを考えると心配です。いずれ町として猟友会事務局の業務を引き受けることも検討してはいかがでしょうか。近隣の自治体にも例があります。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目ですが、町では令和4年度より熊捕獲交付金を2万円から4万円に増額したところであり、当面は現行の捕獲交付金で対応したいと考えております。ただし、有害となる

熊の見回りに係る報償費については、町への連絡の徹底を図った上で漏れなく支給できる体制づくりを図ってまいりたいと考えております。

2点目ですが、現在特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定に基づき、アライグマ等の防除に向けて期間を最長年間とする実施計画書の申請を済ませ、農林水産省及び環境省からの確認書の交付を待っております。この確認書が交付されれば防除が可能となります。今後町も一般社団法人北海道猟友会森支部へアライグマ等の防除を働きかけながら、体制を構築していきたいと考えています。

3点目ですが、現在当会森支部より事務局の正式な要請は受けておりませんので、今後そういった要請があった場合検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） ヒグマについて、おっしゃった方向のほうが私が提案した、ご相談したことよりもより実際的だと思います。ぜひそれを進めていただけるといいと思います。町がやってきたことって、全体としては有害獣かなり当たっていると私は思っています。町がやってきたことって、全体としては有害獣かなり当たっていると私は思っています。電気牧柵の普及に取り組み始めてから被害額は小さくなっている。それから、ハンターを育成しようということでハンターになるに当たっての助成をやられた。これから若いハンター増えたのです。この人たちが大体5年ぐらい前の経験で、今年捕った熊の実に10頭のうちの9頭までが比較的経験の浅い五、六年までのハンターが捕っています。これは、町がやってきたことがきちんと結果を出しているということだと思いますが、ただみんな仕事がある中で朝と夕方の時間を使って仕事をしている。これを何とか助けてほしいと、こういう気持ちでお尋ねをしましたので、先ほどの答えで理解、私はできました。

それから、アライグマについても実は質問の用意をするときに農林課に伺ってこういう手続進めているという話も聞きましたが、私の発想としてはぜひやってほしいということで、そのことを反映せずに今日質問しましたが、もう結果が出るのを待つだけということで、これもよかったと思います。

まず、外来法に基づく駆除は誰でもできます。数が少ないうちはハンター中心でいいと思うのですけれども、これを実際にも増えたときにはハンター以外にも広げる必要がある。それができる枠組みのほうですから、そういうことも念頭に置いておいていただきたい。

猟友会のことについては、おっしゃるとおり要請のないものを検討するのもおかしな話ですから、問題として頭に置いていただければ私としては結構です。今事務局やっている方は献身的に働いてもらっていて、ハンターとしてはありがたいなと思っているのですけれども、そこでの問題意識を申し述べました。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） 繰り返しいいと思いますか、改めてお答えさせていただきます。

ヒグマ等に限らず鳥獣対策の強化というところは、本当に猟友会の皆様に献身的にご協

力いただいて活動していただいている、その賜物であるというふうに感じております。

体制強化としては、現在今年度から地域おこし協力隊制度を活用した鳥獣対策委員とい  
いますか、そういった育成も含めて人員と担い手の育成と、そういった面でも強化を進め  
たいと考えております。本当に危険を伴う仕事になりますので、うちの地域おこし協力隊  
のみならず、猟友会の皆様に対しても安全面でどのような課題があるとか、活動において  
どういった悩み、担い手不足も含みましていろんな悩み、課題等あると思いますので、そ  
の辺は農林課、担当課のほうにご相談いただければ私どものほうでも前向きに検討させて  
いただきたいなと思います。

アライグマのそういったハンターだけではなくという、その枠組みに関しましてもこれ  
から認可というか、許可が下りた後この辺のこういった枠組みでやるかというところもま  
ずは猟友会の皆様と意思の疎通と体制等をしっかりと意見を聞いてつくっていかなければ  
ならないのかなと思っておりますので、その点もまた協議をハンターの皆様、猟友会の皆  
様とさせていただく機会を設けられればなと思っております。

総合的に事務局という話で集約されるのですが、本当にいろんな各団体でも事務局とい  
うものをなかなか続けられなくなってきているのかなと考えています。しかしながら、そ  
の全てを役場で受けるというのもなかなかこれは課題もあり、難しいところもありまして、  
その辺はどういったところが現実的なのかなというものは、本当にこれは検討していかな  
ければならないなと思います。先ほどのご質問の答弁とすれば、やはり要請があってから  
考えるという答弁ではありましたが、本当に多くの会で同じような課題もございま  
すので、その辺は頭に入れてしっかりと様々なことを検討していかなければならないなと  
いう認識でいるところではご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 有害獣対策の今後についてを終わります。

次に、マイクロ水力発電実証事業の取扱いについてを行います。

○6番（野口周治君） マイクロ水力発電実証事業の取扱いについて。以前にも議会で取  
り上げられていますが、青葉ヶ丘公園のマイクロ水力発電実証事業についてです。

発電機の出力表示は3台ともゼロワットのままです。これ出力表示の話で。実証事業と  
して取り組んだ成果が出て、当面使う予定がないのであれば一旦撤去してはいかがかと思  
います。傷んだ設備とその看板を公園内に展示しておいては、町のイメージにマイナスで  
しょう。かけ流しの水車、らせん式の水車に水を分けるためにひょうたん池に注ぐ水が減  
ったままで、池の水はよどんでいます。来年の桜まつりあたりを目標にこれらの設備は撤  
去して、ひょうたん池周りの景観を整備してはいかがでしょうか。見解をお尋ねします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

マイクロ水力発電実証事業につきましては、森町地域新エネルギービジョンにおいて重  
点プロジェクトとして位置づけしております。住民、小中学生を対象とした普及啓発、環  
境教育を目的とし、平成27年度より進めているところであります。この間、町内のみなら

ず道内外からの団体、議会、道内の中学校、大学校のゼミなど多数の見学者が訪れ、さらに森小学校の5年生では総合学習の環境問題カリキュラムの中で砂原中学校2年生では技術授業の一環で毎年行われております。しかし、設置から本年度で9年目を迎え、3機の設備のうち1機が老朽化や機器の接触不良により稼働していない状況であります。その中でも降雨によって導水路にたまる土砂の廃土や部品の調達、調整など、メンテナンスを行いながら現在2機が稼働し、普及啓発に努めており、改めて新エネルギー創出には自然環境の変化が影響を及ぼすものと感じているところであります。ついては、実証事業によりその目的が一定程度達成されていることや、新エネルギービジョンの終期が令和6年度となっていることを踏まえ、来年度中に実証事業の完了を見据えております。

また、ひょうたん池周りにおいても老朽化等による危険度の高い湖沼を現場にて確認をしており、その箇所を基本とし、計画的に改修を行い、景観の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 6年度にということで大枠理解しました。具体的にこの1年間、または4年度においてどのようなことが行われたのか、年度で切ってもう一度ご説明いただけますか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

4年度というお話でございましたので、4年度に限ってご説明させていただきます。町内からの参加者といたしまして、砂原中学校2年生、こちらが令和4年9月16日20名の参加者、森小学校5年生、令和4年10月11日で60名、町内が計80名です。町外の団体等につきまして、日本消費者教育学会北海道支部、令和4年6月2日で4名。長崎大学環境科学部、令和4年6月20日1名。政友みらい、栃木県佐野市議会会派となります。令和4年7月29日6名。東京都大田区議会、令和4年8月23日10名。道民カレッジ、令和4年9月8日2名。最後に、北海道教育大学札幌校、令和5年3月27日8名。計31名となります。

令和4年度に関しましては以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） これらの見学者を受け入れた、使われているというお話だと思います。片方で費用、修理、それから廃土等についてかかった費用というのは今お手元にありますか。概数でいいです。ありませんか。

（何事か言う者あり）

○6番（野口周治君） 分かりました。では、答弁求めませんが、物事は費用対効果でどうやって閉じていくかというのは、そこをにらまなければいけない。結果、今のように来てくれている人が誠に結構なことですけども、どう閉じていくかということはとても大事だと思うので、ぜひ進めてください。お願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。



休憩 午前 11時53分

再開 午前 11時53分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

莫大に費用がかかる事業に関しては、町長就任時予算として上がってきた経緯もあるのですが、議員おっしゃるとおり費用対効果というところで、その辺の予算策定時には予算は計上しませんでした。それ以降細々とした小破修繕と申しますか、そういったもので少し事業というか、お金はかけてきている経緯はありますけれども、基本的には答弁させていただきましたとおりエネルギービジョンの実証実験終了に伴い、その辺は終了していくと、そのように捉えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） マイクロ水力発電実証事業の取扱いについてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、町民プールについて、議席7番、斉藤優香君の質問を行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

町民プールについて。令和5年度の町民プールの開館は、森町民プールが施設器具不具合のため開放中止となり、森町ファミリーヘルスプラザのみとなりました。そこでお聞きします。

①、プールオープン日が7月1日予定で、中止のお知らせが6月30日になった理由、また不具合に対しての現状と対策はどのようになっているのか。

2つ目、森町民プールは耐用年数が34年となっておりますが、既に築50年を過ぎています。また、森町ファミリーヘルスプラザも耐用年数47年まで10年を切っております。今後の対応と方針をどのように考えているのでしょうか。

3番目、今年度の小学校のプール授業が2回のみとなりました。命に関わる大切な授業と思いますが、今後どのような取組を考えているのでしょうか。

4番目、生涯スポーツ基本目標である町民皆スポーツを目指した取組としてのプールの役割について町としてのお考えをお聞かせください。

○教育長（毛利繁和君） お答えいたします。

森町民プール及び森町ファミリーヘルスプラザにつきましては、町民の健康増進と体力

向上に資することを目的に設置し、これまで子供たちをはじめとした多くの町民に長く利用されてきた施設であります。しかしながら、本年度は施設器具不具合の理由により森町民プールが開放中止となり、森町ファミリーヘルスプラザのみの開放となりました。利用者の皆様に大変ご不便をおかけしているところでございます。誠に申し訳ございません。

ご質問についてですが、森町民プールについては昨年の開館中に不具合の疑義が生じたものの、担当課の調査では不具合原因が特定できず、業者による調査を行う必要が発生しました。調査に関しては、町内業者では対応できず、町外の専門業者と協議を重ねることになりましたが、冬期間における調査が不可能ということから令和5年度に調査することとなった次第であります。

本年5月に専門業者が森町民プール現地確認を行い、その後調査に係る契約を締結いたしました。また、プール学習を森町ファミリーヘルスプラザ1か所で実施することとなったため、各小学校と施設利用調整、移送手段としてのスクールバス利用調整及び運営委託している業者等の調整に時間を要した結果、周知が6月30日となりました。町民の皆様への周知が遅くなったことについて、誠に申し訳なかったと思っております。

施設器具不具合については、現在不具合が発生している施設器具の不具合箇所の特定を業者に依頼、調査を行っているところであり、今後不具合箇所の箇所の特定がなされれば改修に向けた検討を進めます。町内に存在する2つのプールについては、これまで施設の点検業務や不具合箇所に係る修繕を毎年行っております。竣工からかなりの年数が経過し、劣化も進んでおりますが、今後も点検、修繕などの機能改修を継続しながら、プール施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

小学校6年間における水遊び、浮く、泳ぐ運動及び水泳の学習は水泳系で求められる身体能力を身につけること、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むことを目的として実施しております。プールでの実践の場と事前、事中、事後の学習を組み合わせながら実施することとなります。プールの利用については、各学校の活動時間、移送手段を調整して行っております。今後も限られた時期と施設を有効に活用して学習を進めたいと考えます。

森町総合開発振興計画に掲げている町民皆スポーツを目指した取組として、下記期間における町民の健康増進、体力向上を図る場の一つとしてプール施設があるものと認識しております。そのため、これからも機能改修等を行いながら施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） これからも町民のためにプールを継続していくというお話だったのですけれども、やはり築50年たっているこの森の町民プールというのは、その改修だけで済んでいくのかというのはとっても不安があります。そして、今町外の業者に頼んで改修をしていくという話なのですけれども、そこでもしもその不具合が本当に改修できるの

かというの分からない状態の今だと思います。なので、この先本当に町にプールが必要であるならば、もう少し先のことも考えて今現状の改修だけの目的ではなく、この先の計画を立てていく段階にきているのではないかなと私は思います。

今回町長の最初の挨拶でもありましたように、今年の夏は本当に暑かったのです。子供たちにとって本当につらい夏だったのではないかなと思います。授業は2回何とか教育委員会は確保できたということではありますが、2回では多分泳げることになることは難しいのではないかなと思います。であるならば、以前はやっていました服を着たまま泳ぐ経験をして、有事の際に慌てないで命を守る方法を学ぶとか、あと夏休み期間中のプールの送迎を考えてあげるとか、水泳教室、または水泳大会やレクリエーション的なもの、また砂原のファミリーヘルスプラザは夜間も使用ができます。以前は使用する人が少なくて中止になったという経緯は聞いていますが、今年度は、今年は本当に暑い夏で、夜でも使用する人がいたのではないかな。そして、ましてや砂原のヘルスプラザまで行けるお子さんたちはいいのですが、多くのお子さんたちは自分たちでは行くことができませんでした。であるならば、夜であれば親が仕事終わった後に連れていくとか、一緒にコミュニケーション取るために泳ぐこともできたのではないかなと私は思うのですけれども、そういうところを考えたかどうか、まずそこをお聞きしたいです。ほかの対策は考えたのか、その授業の2回だけを確保するというで終わってしまったと私は思ったのですけれども、その点をお聞かせください。

あと、このたび森町の社会教育施設等長寿命化計画が策定されました。その中でヘルスプラザと町民プールは再整備か廃止、当面は劣化状況が著しい箇所を優先的に改修となっています。先ほど教育長がおっしゃられたことは、ここの辺りに該当すると思うのですけれども、これから町としてはプールをどうしていきたいのか。そして、町長の先ほどの話にもありましたが、集約していくような話もありました。町民プールは耐用年数からもう既に16年過ぎています。ヘルスプラザは、劣化状況評価では町民プールよりも低いのです。耐用年数はまだですけれども、劣化状況は町民プールよりも低い。このたび補正予算でシャワーの修理が計上されましたが、本年度プールが終了した次の日です。ヘルスプラザは、既にオープンした直後からやはりシャワーの出が悪いとか、使えないところもある、採暖室はほぼ使えない、天井にある換気扇3つのうち1つしか動かない、さびが落ちてくるなどの不具合があります。今回森の町民プールの改修工事は改修をしていくようですが、砂原のヘルスプラザもそのシャワーの修理だけでは補い切れない不具合が発生していると私は思います。そのところをお願いします。

○教育長（毛利繁和君） 何点がございましたので、もし不足があればまたご指摘いただければと思います。

まず、授業の2回という観点のお話でしたが、水泳授業については年間の時数が必ず何時間やりなさいということは実は定まっていなくて、教育課程のその体育科の水泳という授業、低学年、中学年は別な呼び方をしますけれども、その中で学校によって全

体の中で何時間程度というふうに決めております。しかも、その中でさらに実際水につかってということになるとまた限定されてくるものでありますが、学校によって6時間程度の学校もあれば、10時間ぐらいは取りたいという学校もございます。町内の教育課程の届けによるとそうになっています。ですから、6時間程度のところはおおむね時間を満たすことはできたのかもしれませんが、10時間程度計画していたところにはちょっと使用状況としては計画に対して不十分な実施回数だったかなということもあり、やはり今後のこと考えても今年のこの状況というのは実に窮屈な状況だったというふうに考えています。

また、その2回確保するために先ほど答弁の中で申し上げたように、実は運営を委託している業者のほうにも勤務時間の変更等も申し出たりして、何とかやりくりしてきた状況です。スクールバスのほうも相当ぎりぎりの状況で今回運営に至っております。そういう中で結果的に夜の時間を切り上げたりとか、そういう事態も発生していました。授業を2回確保することが結果的にそのプールの開館時間にまで及ぶような状況の調整と、ぎりぎりの調整をしたところでございます。

それで、夏休み中の使用、まず服を着たまの泳ぐということについて、これは教育課程の中で適宜扱うことになっており、必ずしも実施を伴わなくても服を着た際にどういう遊泳状況、結局裸で、水着で入るのは違う泳ぎづらさとか、浮かびづらさとか、水による抵抗の実感とか、想像とか、そこら辺のことを行うことになっており、これは各学校の教育課程の中に定めております。

それから、夏休み中の使用についてももう少し工夫ができなかったのかということなのですが、先ほど申し上げたように実は今回いろいろとその委託している業者の勤務時間等のことももろもろ考えまして、なかなか夏休み中、例えばスクールバスの調整もしましたけれども、そういうことが実現が難しい状況となってしまい、このような事態になってしまいました。先ほど来何回も申し上げているように、ちょっとご不便をおかけしたなということで、本当に申し訳なく思っています。

それから、夜でも町民なり子供たちなりが何とかプールを利用できる少ない時間帯だったのではないかということなのですが、先ほど説明したようにここの時間も実は上に上げたり、職員のやっぱり勤務時間というものもありますので、そこら辺も難しく、バスの手配もなかなか難しくという状況で、それが検討の結果でございました。

それから、森町の社会教育施設の長寿命化計画のお話が出ていましたけれども、この森町民プールについては確かに劣化はもう年数たっていますから、劣るという結果が出ていますけれども、こと安全性に関してはBの評価をいただいております。なので、今当面は何とか修繕を重ねながら利用できるようにしていきたいと思っています。

それから、砂原のほうのヘルスプラザにおいてですけれども、こちらのほうについては逆に機能面でBという評価をいただいております。つまり施設的にはまだプールを使うという状況に対して何とか機能面では十分ではないものの、比較的いい評価をいただいております。

りますが、何分、斉藤議員もきっと御覧になったと思いますけれども、外側の、建物のたてつけのことであったり、そこら辺の修繕も毎年のように実は実施して何とかつないでいるところでございます。そういう中から、これから町としてどうしていきたいかということなのですけれども、このプール施設について教育委員会実は単独でこうしますという明言はここではできませんが、当然年数もたっていることから、この先20年、30年、40年ということを考えて、及び授業のみならず斉藤議員おっしゃったように町民が使いやすいとか、子供が行きやすいとか、そういうことも午前中の議論にもありましたようにこのプールの問題だけではなくて、トータルして検討していかなければならないなという認識でおります。ただ、先ほど申し上げたようにこれ教育委員会単独事業というふうにはなりませんので、町長部局ともこの話題を出しながら検討していかなければならないと、そういう認識でおります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○7番（斉藤優香君） 教育長おっしゃるとおり、ごもつともだと思います。これは本当に教育委員会だけで考えられることなく、やはりまちづくりにつながってくるのだと思います。私たちが子育てしていた時代は、本当に水泳大会があったりとか、いろんな取組を大人たちが一生懸命やってくださっていたと思います。尽力してくださって、いろんなことができていたと思います。建物自体は年数がたってしまったのですけれども、これを大切に使いしていきたいというのであれば、もう徹底的にメンテナンスをして長く使えるような、小手先のここが壊れたから修理ではなくて、やはり安全、安心で子供たちや町民が使えるような施設に変えていくことが必要ではないかと私は思います。

コロナ禍で本当に子供たちは貴重な体験や経験をする機会がこのたびなくなって、やっと日常が戻ってきて楽しめるという夏だったと思います。それが本当にこの不具合をきちんと直してあげることができなかったというのはありますし、子供を取り巻く環境としまして森町は目の前が海なのです。でも、泳ぐところはない。いつそういう事故が起きてもおかしくないと思います。川も子供たちだけでは行けない。池も先ほどの答弁がありましたようにこれからは整備されていくようですが、遊べるような状態でもない。どこの公園も同じような遊具があるだけで水遊びをするところもない。コロナもありましたから、水に親しんでいない子、泳げない子がたくさんいると思います。この先決まっている時間というものがあるでしょうけれども、極力、命に関わる授業だと私は水泳は思いますので、まして目の前が海ということなので、やはり水になれ親しむような授業をやっていただきたい。さらに、今年は町民体育館も床張りで使えなかった。付け加えて言いますと、もう歩道も雑草が覆い尽くしていたり、身の丈ほどに伸びていたりして、子供たちにとっては歩くのも自転車も危ないところが多く、遊べたり、体験できる選択が少な過ぎると本当に思います。その中でプールがなかったというのも本当に残念な夏になったのではないかなと思いますので、これからぜひ町の全体の計画として町民の健康と学習面からも町民プール

をどうしていくかということを考えていただきたい。というのは、近年森町では若い家族の方たちが将来の子供の学びに対しての不安から、他町への流出が多くなっていると私は感じます。そういう方々から選ばれる町になるためにも、そして子供を取り巻く学び多き町、特色豊かな教育というのを環境整備の面からも必要であると考えますが、再度所見をお伺いします。

○教育長（毛利繁和君） ご質問ありがとうございます。

まさに、まず最初の論点であった徹底してメンテナンスをしてそのプールを維持していかなければならないのではないかということについては、私もそのように捉えております。今回調査の結果がどのように出るか分かりませんが、果たして配管の問題なのか、器の問題なのか、そこら辺も明確に調査していただいて、今回修理することによって向こう何年間かまた使えるというような、そんな状況を目指していきたいと思っていますし、将来的な構想については先ほど申し上げたように私単独というよりは、町全体で考えていかなければならないなというふうに思います。

それから、コロナ5類変更後、本当に楽しみにしていた夏休みが過去例を見ないような暑い夏になっております。その中で子供たちも本当にプールに入りたかっただろうなというのは私も想像していたところで、最初の答弁に申し上げましたように本当に心苦しく思っておりますし、こういう事態が今後起きないように今回の修繕については取り組んでいきたいと思っています。まさに議員ご指摘のように、周りに海、川があってもなかなか遊泳禁止となっておりますし、それから川も制限がございますので、せっかく周りに水が見えるのに水に親しむ機会というのがない状況は、本当にここも子供たちからしたら、その議員おっしゃる安全面に関してももう少し親しめば身をもって知ることができる機会すらなかなか取れないという状況においては、何かせめてプールの設置の仕方というか、そのことについては今後教育委員会としても大きな課題として捉えていきたいと思っています。

それから、近年のその森町から他町への流出の問題については、これは教育全般のこと、もしくは教育だけではない仕事のこと、経済のこと、そこら辺も非常に大きく絡んでくると思いますので、常々町長ともそこら辺の考え、これからの森町の在り方、それから教育の在り方について町長とよく話をしながら進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木村俊広君） 町民プールについてを終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、アクティブスポーツ練習場の整備について、議席11番、山本裕子君の質問を行います。

○11番（山本裕子君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

アクティブスポーツ練習場の整備についてです。森町は少年団活動や部活動が大変盛んで、スポーツを通じて体と心を育てており、各種大会、協議会では優秀な成績を収めてお

ります。全道大会はもとより、全国大会でも活躍の場を広げ、好成績を収めている競技が多数あります。また、森町出身でクロスミントン世界選手権大会にて優勝を収めた西村昭彦さんのように個人で競技活動を行い、国際大会を視野に活動している青少年も森町には数多くおられ、その活躍には感動と勇気をいただいております。

一昨年、森町出身のプロスノーボーダーの北村葉月さんと有志の方々が町に請願書を提出いたしました。その内容は、森町にアクティブスポーツの練習場を整備してほしいとの内容であり、森町民をはじめ道南全域から1,000人を超す署名もお持ちになりました。アクティブスポーツはオリンピックの正式種目にも採用されており、国内外の競技人口は非常に多く、森町にも取り組んでいる方が多くおられます。岡嶋町長も請願書を受け取った際に交流人口増大の可能性に触れ、前向きに受け止めると発言しておりましたので、2点ご質問いたします。

1点目、アクティブスポーツは競技として打ち込めるだけではなく、町民の健康増進のための運動としても大変有効であり、運動の場となる練習場の整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目、練習場を競技大会開催可能な施設として整備することにより、将来的には森高校と連携した選手の育成や各大会の誘致、各団体のスポーツ合宿誘致、クラブチームの活性化や愛好家の増大など、交流人口増大はおろか定住人口の増大も期待できると考えますが、いかがでしょうか。教育長の所見をお伺いいたします。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

現在森町で日々活動している少年団や部活動などのスポーツ活動による優秀な成績を収めている児童生徒、当町出身で様々な大会で優秀な成績を収めている一般選手の活躍については、町としても敬意を表するものであり、また勇気づけられる活躍であると捉えております。東京オリンピック開催などにより国内でのアクティブスポーツ愛好者が増加傾向にある中、町民においても広く多種多様なスポーツに親しむことについて健康増進の観点から奨励することと考えております。

森町民体育館をはじめとする町内の体育施設については、スポーツを愛好する幅広い町民の方々に利用されているほか、各種交流大会などの活動拠点としての役割を果たしております。現在管理する施設の機能改修等についての対応を順次進めており、今後も施設の維持管理は重要なことと捉えております。

1つ目のご質問にあるアクティブスポーツについては、アーバンスポーツ、アウトドアスポーツ、エクストリームスポーツなど対象競技の範囲が非常に広いことから、競技を絞って練習場の整備をすることは行政単独では申し訳ないですが、困難と考えています。例えば町民の強いニーズがあって、運営をはじめとする民間等の団体があり、町民のスポーツ振興に資する内容であれば、行政として協力することへの検討は考えられます。

2つ目の質問についてですが、特定の競技に関して練習場があれば、当然様々な広がりも期待できます。しかし、そのことによる人口に関する効果、すなわち議員お話のような

可能性については、私が今ここで確証を持ってお答えする状況にはありません。しかし、新たなスポーツニーズに応じた環境づくりが進むことにより、関係人口の増加につながることは可能性を秘めていると考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○11番（山本裕子君） 再度質問させていただきます。

大きい視点では健康増進につながり、冬季オリンピックにおいては日本のスケートボードで大きく勇気ももらいました。アクティブスポーツについては、これからも拡大していき、プラスアルファで若者にも魅力あるまちづくりの一環として必要になっていくのではないのでしょうか。先日町内での12日間の長期インターンシップに参加した道教大函館校3年生の学生の方が森高には地域と連携した授業や独自の科目がある一方、部活動の種類が少なく、やりたいことがかなえにくいと指摘されていたようですが、そちらの解消の一つにつながるのではないのでしょうか。

2021年8月にアクティブスポーツ場を作る会で請願書を岡嶋町長に提出してから2年ほど経過しておりますが、請願書の内容や署名の多さに切実な思いを感じた、森町に交流人口が増える可能性もあり前向きに受け止めたいとコメントしておられました。アクティブスポーツにもいろいろある中で、1つこの中で絞ってお話をさせていただきます。

オリンピックで既に活躍が見られる種目として町内でもスケートボードの愛好者が増えており、スノーボードの夏場のトレーニングで使っております。スケートボードは、道内でも人気の高さから各地に転々と準備されております。2021年5月末時点では、日本のスケートパーク総数は418施設、そのうち公設は243施設、道内におきましては総数46施設のうち7施設が公設となっております。町内でも強いニーズがあれば検討するとのことでしたが、スケートボードは人気があり、本来であれば行政で設置してくれたら使用料が発生せず幅も広がり層も厚くなると考えますが、練習場だけではなく競技場として利用できるように設置し、少年団やクラブチームも利用できるようにして町として協力して欲しいと考えますが、いかがでしょうか。再度お願いいたします。

○教育長（毛利繁和君） ご質問ありがとうございます。

先ほど議員おっしゃられたように、私もこのスポーツの振興という点では今様々な競技があり、きっと町民の人数も多数ある。それから、森高校においても部活動が人数の関係、指導者の関係等もあるのですが、非常に限られており、自分の行いたい活動がなかなか実現できない状況にあるというふうには捉えております。

あとは、実現できるか否かという点について、先ほどのプールの質問ともかぶるのですが、けれども、今日の午前中の議論にも随分ありましたが、やっぱりここは町としてどういふふうに進んでいくかという総合的に判断していかないとならないと思いますし、先ほどの答弁で申し上げたように今行政単独でこの新たな施設を設置するという点に関しては様々な手順を踏んでいかないとなかなか実現が難しいものだなというふうには考えています。



なお、高校生だったり、少年団、クラブチームの考え方については今教育委員会のほうで地域クラブ活動の協議会を設置するところであり、その協議を経ながら町の活動について考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○11番（山本裕子君） 再度質問させていただきます。

実際に町外の施設に練習に行ったり、大会に参加している町民がおられます。交流人口は間違いなく増え、大会を開催できるそれなりの施設があれば町外の方が来てくれる確証ができます。スケートボード人口が増え続けている中で、森高と連携してスケートボード部があれば、クラブチームまで育てば森高を選び進学を目指してきてくれる、スポーツで高校を目指してくる子供は多いと考えます。知人の多くの学生は、部活をやりたくて町外の高校に進学した経験を持っておられる方が多数いらっしゃいます。本人、親共に部活動は進学の指標の一つとして大きな役割を持っており、重要な要因の一つです。スケートボードをやりたくて森高に来てくれる生徒は一定数いると考えます。再度お伺いいたします。

○教育長（毛利繁和君） ありがとうございます。実はこの高校にもっと生徒がいてくれればというのは、これこそ町で総力を挙げて取り組んでいることの一つであります。その一つのアイデアとして今議員に示していただきました。こういう、子供にとって非常に魅力的なものがあれば、きっとそういうことでの生徒募集に関しての希望というのが出てくるのかもしれませんが。このことも含めて、こういったことも含めて森高校の魅力化、あるいは当然町外から来るということになれば、町内に住むところも用意しなければいけません。来ませんので、そういうもろもろの問題が、課題がここにはかかっていると思いますので、そのことを町長部局ともちょっとお話をする材料はいただいたと思っております。

それから、新しい施設を造るか否かということに関しては、教育委員会としてはなかなかそこに、私が責任持ってお答えするような立場にありませんので、もしそのことで町長部局と話ししながらそういうことが実現すれば、それはきっと愛好者にとっては素晴らしいことだなというふうに思いますが、私が今この場で造りますとはちょっと言いかねますので、ご容赦願います。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

新しい施設の整備以外に関して森高校のさらなる魅力化ですとか、町内の新たなスポーツ、これは総合開発振興計画にも掲載されております。ニュースポーツという言葉で掲載されておりましたか。そういったものも掲載されておまして、さらなるニーズを探し、それに合った機能的な施設整備というものは、やはりこれは検討していかなければならないのかなと思っております。現在先ほどのプールのお話もありましたし、町内の体育館の大規模改修等も進めております。公共施設の整備というところに関しては、本当にお金のかからないという言い方はあれなのですけれども、様々なやり方もたくさんありまして、民間の資金力を借りて民間にお願いするPPP、PFI等々のやり方もございますし、様

々な北海道内、そして全国にもいろんなアクティブスポーツ、ほかのスポーツもそうすけれども、そういった運動施設に関して整備の仕方、運営の仕方があると承知しています。その辺はどうやればできるかというところをしっかりと前向きに考えていくのが大切なのかなと思っておりますので、その辺はしっかりと検討していければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） アクティブスポーツ練習場の整備についてを終わります。

以上で議席11番、山本裕子君の質問は終わりました。

次に、SNS仕様変更に伴う森町の対応について、民法233条変更に伴う森町の対応について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、SNS仕様変更に伴う森町の対応についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、SNS仕様変更に伴う森町の対応についてということで質問させていただきます。旧ツイッター、現在のXが自動投稿の数の制限など仕様を変更していることを受け、自治体が避難指示などの防災情報の投稿をやめるケースも出てきています。全ての防災情報を伝えられないという判断に至ったため、現在はホームページやメールなどで対応しているとされています。これ以降も仕様の変更が行われようとしています。それは今後旧ツイッターばかりでなく、ほかのSNSでも追随されるかもしれません。森町でのSNSの利用は、ライン、ツイッター、ユーチューブ、フェイスブックなどの公式アカウントを取得していますが、積極的に情報発信ツールとしては活用されていません。しかし、4月27日に令和5年度から9年度までの5か年の森町DX推進計画第1.0版が公表され、SNSは現実と同様、日常生活に欠かせないコミュニケーション空間となっており、多くの人々がSNSなどのコミュニケーションを介して日常生活に必要な情報を得ていると認識していながらであります。今後それぞれのSNSの仕様の変更にどのように対応していくのでしょうか。

また、防災情報に偏った活用しか考えておらず、実質的に活用されていない現状を行政情報の発信と町民とのコミュニケーションツールとして活用していく考えはあるのでしょうか。特に今後5年間の森町DX推進計画の推進方策にかかっていると考えますが、具体的な実践方策とスケジュールをお聞きいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

ご質問にあります旧ツイッターの仕様変更ですが、当町においては旧ツイッターの自動投稿機能は利用しておりませんでしたので、仕様変更に伴う影響は特にございません。防災情報については、プッシュ型のラインを主として利用しております。また、SNSに限らずアプリケーションの仕様の変更は、その提供元の考え方で常に変わるものですから、無料で利用している以上利用者が仕様に合わせて活用するものと考えております。

当初SNSでのアカウント登録は、悪意のあるサイトへの誘導を懸念し、成り済まし防止のために取得したものであります。現在は情報発信の重要なツールとして認識してお

りますが、近年投稿頻度が少なく、利用方法について改める必要があると考えております。今後についても最低限ホームページに掲載した内容をSNSを利用して発信したり、防災情報においても災害だけでなく、熱中症アラートなどの生命に関わる情報の発信も行っていきたいと考えています。

スケジュールもご質問されておりますが、こちらは準備が整い次第取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） まず、SNS自体は地方自治体が、先ほど最初に言いましたように利用されていないという実態だと思います。それに、さらに今町長おっしゃったようにただのものを借りているわけですから、それで変更されたらそれに従った形で変えていくのは当然と言えば当然なのでしょうけれども、その運営している会社自体がそれだけ社会生活上に影響あるということは知っているわけで、利用者の便宜を当然図っていくということが流れだと私は考えています。

それで、今回たまたま森町DX推進計画というものが4月に策定されて公表されています。これについてはまだまだこれからなのでしょうけれども、この中で先ほど言いましたように利用するという形で書いているわけです。さらに、ホームページ上に、5つのアカウントに、SNSのアカウントについての書き方、それ2017年に書いている、更新しているホームページ上なのですが、情報発信すると書いているわけです、その時点から。だけれども、現実には全然情報発信はしていないというのが現状。この5年間ですよ。5年間、五、六年はやっていないというのが現状。

前にも私何回かこの問題については指摘したのですが、今どういう状態になっているかというと、フェイスブックで2020年8月8日です、最終日、最終更新が。さらに、それと同じくツイッターもユーチューブも、ユーチューブはちょっと違いますけれども、ラインもインスタグラムも当然そういうような感じでしかない。さらに、多分、私調べていないけれども、フォロワー数がツイッター、フェイスブックで2,328人。多分二、三年前と何ら変わっていないのではないかと。というのは、情報発信していないからです。この1年以上何も発信していないから。さらに、最終の更新しているという、発信しているというのは防災情報ですよ。防災情報を流すのに、それだけの人数しかないということはどういうことなのですか。1万4,000人いるのですよ、森町は。それを防災無線だけでカバーできるといふような認識しているのだとしたら、間違った考えだと思います。

過去のいろんな、東日本震災にしても、熊本地震にしてもそうですが、当時、ほかの情報伝達ができなくなるのです。特に町で持っているのなんて全然当てにならない。その中で何が生きてきたかということ今はSNS、東日本の震災ではっきりした。今ちょうど関東大震災が100年目ということで、いろんな研修されています。ただ、関東大震災のとき以降に、ラジオが2年後にできてというか、それまで情報伝達されてきたという歴史がある

わけです。その大きな震災というか、災害が後に出てきているわけです。だけれども、フェイスブック、SNSもその効力というのはあるわけです。もう検証されているわけです。だけれども、この森町は全然使っていないというのが現状。それを今後どうやってやっていくと考えているのかということ。

さらに、先ほど言いましたようにこれからの話ですから、これからの5年、その前の5年間も実際にはDX推進計画というのはつくられているわけです。情報推進計画かな、そのときは。だから、そういうような中で一体どうするのですかということなのです。当然今この推進計画の中では外部職員のことにも触れているわけですね。今後人がいないなら、それを当然考えるべきだということ、書き方をしているのだと私は受け取っていますけれども、その辺も含めて情報発信をどうやっていくのか。それは当然SNSの仕様変更に伴う問題で、影響を受けるものだというふうに認識していなければならない。さらに、それ以上に町で独自で持っているホームページなど、情報発信ツールをどうやって活用していくのかということを考えなければならないのだと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり過去何度かこの点、SNSの利活用に関してはご質問をいただきまして、その都度それぞれSNSごとの情報の届き方ですとか、活用の利点、向き、不向き等々も答弁させていただいてきたのですが、やはりSNSの仕様の変更、SNSは当然大事な情報をつなぐツールの一つかなというところではしっかりと発信はしていかなければならない。

その一方で、ラインですとかフェイスブック、そしてツイッター、インスタグラムなどなどほかにもローカルで使われているものというのは本当に多岐にわたると思うのですが、情報のこの出る元というのは行政的に検討したところでも、やっぱりホームページが一番要なのかなというふうに捉えています。やはりそれぞれの仕様というところでは、ホームページから情報を発信し、その情報を各フォロワーに伝えるという意味では、それぞれのSNSの特性、仕様に応じて情報を加工してという話は以前も答弁させていただいていたと思います。やはりホームページ自体をどのようにというお話が一番確信に入っていくのかなと私は捉えて質問を聞いていました。一つ、情報を取る側から、情報を取る、取りたいという人間から見て、情報を取りたいという人間の見方からすると、ホームページであろうが、SNSであろうが、情報を取得しやすいような仕様というものをやっぱり考えていかなければならないのかなと思っています。

それぞれの、ご指摘いただいたとおりSNSのアカウントごとにフォロワー数も全く違いますし、そもそも人口1万4,000人ちょっと今切るくらいですけれども、アカウントが2,000人、3,000人というところで緊急的な情報をそこに流して伝わるのかというご指摘も確かにそのとおりだと思います。もともとのその情報の発信先であるホームページをユーザーインターフェースというか、情報を探している人間から見てどういうふうに見えるのか、それはSNSも共通だと思いますので、やはりその辺は仕様変更、有料ものを使いま

すとなかなかこちらの意図どおりにというか、仕様を近づけるというか、そういったことも可能になってきますので、その辺併せてホームページの改修というか、見直し、そして情報の発信もそれに沿ってやっていく必要があるのかなと思っております。

防災無線、それぞれの情報伝達の方法によって伝えづらいこと、伝わりやすいこと、限られる人たち、本当にこれを全て完璧に網羅するというのはなかなか難しい。しかしながら、そこはやはり防災面から見てもしっかりと追及して整備はしていかなければならないと考えております。なかなか利活用進んでいないというのも現実ではありますが、DX推進計画の中で様々なことと絡めて今後進めていくことになると思います。次年度以降、ホームページの改修の検討も行っていきたいと。それはこの場で明言させていただきますので、そこはしっかりと進めさせていただきながら、また改めて様々なご意見をいただき、完璧に最初から整備をするということも難しいのかなと思います。庁外、役場外の人材という話も先ほど出ましたので、その辺は様々な立場の方々からの意見もお聞きして逐次改修、逐次バージョンアップをしていくという考えをしっかりと持って進めていければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 今町長のほうからの答弁で、ホームページの見直しを行っていくという話が出ました。それは大幅に見直しをかけていくということと理解して聞きましたが、1つお願いというか、その中でぜひ最初に取り組んでもらいたいのは、議会の部分は行政の中から外してください。行政の中に今組み込まれているということが実情です。当初最初からそのことは指摘しているのですが、議会って行政ではないですから。行政の中の一項目に、一組織に組み込まれた状態になっています。それはどこの町においても、見ても分かるようにそういうのはあり得ません。なので、それをまず指摘しておきたいと思っております。

それで、今いろんな場面で今後の、場面というか、森町DX推進計画の中で23ページに書いているのですが、この中で意向調査をやっているわけですが、のこを書いている、どのぐらい利用者がいるのかということを書いています。これを読むとスマートフォンの保有状況88.6%、これは総務省の調査結果ですけれども、個人の保有割合が74.3%であると。そして、インターネット利用機器別に見るとスマートフォンが13歳、15歳の各年齢階層で約8割が利用しているのだということが書いてあります。そして、インターネット利用者に占めるSNSを利用する個人の割合が78.7%に達して、特に60歳、79歳の年齢階層での伸びが大きい結果となっています。これは推進計画の中に、23ページに書いている、ここを今読んだだけです。これを見るとどれだけ今の町民というか、人たちがSNS、スマートフォンを利用しているかの割合が分かると思います。森町も遜色ない数字だと思います。

そこで、今スマホの勉強会を立ち上げた、あちこちでやろうとしている、実際にもう何か所かやっているかもしれませんが、その中でどういうやり方をしているかという

ことなのです。今後それをやる上で、森町のホームページを見ることではないのです。ほとんど利用している人たちというのは、これだけ利用しているということは、ホームページを見るために利用しているわけではありません。このとおり書いているようにSNSを利用するのです。それはラインでありツイッター、フェイスブック、最近ではラインよりインスタグラムのほうが多いかもしれません。それはなぜかという、自分の家族の連絡用に使うからです。だから、これだけ頻度が高いのです。それをどうやって今後森町の情報に、ホームページなりいろんな情報発信されているSNSに引き込んでいくかが問題なのです。だから、その中でぜひともやるべきだと思うのです。そういうことを教えていかないと。家族の中で普通使うのだ。それは当然の話なのです。町のホームページ、例えば私はふだんどういう形で使うかという、防災無線の中で聞き取れないことがいっぱいある。それはすぐそれと同時に、放送された時点でホームページに掲載してくれているから、ああ、こういうことしゃべったのだと分かります。だから、そういうことが必要なのですよ、今後。だから、情報発信でよく、町の立場としては楽だといえば楽ですから、ホームページに掲載しているから見てくださいと言います。誰も見ないです、そんなこと言っても。では、見られる仕組みを今後つくっていくことが大事なのだと私は思うのですが、今後ホームページも変更する話もしていますので、SNSもいろんな形で今後進化していくとなると思います。それにどうやって対応して、町民に利用してもらうための情報発信を森町がしていくのかということが、それが問われているのだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員のお話にも今ありましたその高齢者の部分にスマートフォンの活用の仕方、そういったものを教えていかなければならない。先般デジタルデバイド対策というところで、行革DX推進係のほうでその辺りはさせていただいておりますが、やはり踏み込んでスマートフォンの利活用状態、これはもうちょっと先にどのような、利用者が感覚になっていくのかという話になるのかもしれないのですけれども、先ほどちょっとお話しさせていただいたユーザーインターフェース。ホームページを開いて自分の興味のあるところ、当然それは探しやすくなければならないと思うのですけれども、森町のアカウントですので、要はホームページを開こうが、ラインを開こうが、ある程度統一した仕様というものを設計して、その誤差というか、使いづらさというか、そういったものがないようにまず設計していかなければならないのかな。そういう意味では、やはりそれぞれの特性があるSNS、フェイスブック、インスタグラム、ツイッター等々、今Xと言いますが、それらは先般答弁させてきていただいておりますとおり、かなり特性が偏っております。その中で、これも何回かお話しさせていただいたのですけれども、一方的に発信しているような情報をSNS等を通じてアカウントに集中して配信するというやり方が果たして、情報を受け取る側にとってそういう状態ってどうなのかなと、そこは正直検討しなければならない点だと思います。そういった意味でもインターフェースをそろえて自分の必要なものがしっか

りとそこから入って情報を取れるという、その窓口をいっぱい増やすという考えのほうか私はどちらかという使い方と教えるという意味でも統一していろんなことを集約して、まとめてお伝えしていけるのかなと思います。ただ、技術的な面もありますし、それぞれアカウントでできること、できないことがありますので、その辺は検討しながら、費用対効果のことも考えながら行っていかなければならないのかなと思っています。

他町村のホームページ等々見たり、そして状況等を他の自治体に確認したりしますと、皆さん悩みながら、いろんな方の立場でやっぱりその判断とか評判というのが生じます。そこは全ての方にオールマイティーに適したものというのはなかなか難しいのかもしれませんが、それでもやはり緊急性、優先度等を考えて情報を取りにいったくということが、取りにいくという行動ではなくて、必然的にホームページだろうが、SNSアカウントだろうがやれるような、それこそまさにデジタルトランスフォーメーション、DXであるのかなというふうに思います。先ほどの仕様変更に対してというお話にも少しつながるのですが、そちらはやっぱりこういうふうに仕様変更になるのというところは多少合わせなければならぬとは思いますが、そこを有料のものに変えれば多少はこちらのほうの融通が利くような、こちらの要望に沿ったような仕様変更というのもできるようですので、統一性を持って、結果として使っていただく方から見てどのように見えるかというのを大事な観点としてその辺は整備を進めていかなければならないのかなと考えています。

先ほどいただきました議会が組み込まれているという話もその辺はしっかりと検討というか、要素として取り入れて進めていきたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） SNS仕様変更に伴う森町の対応についてを終わります。

2時15分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、民法233条変更に伴う森町の対応についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、2つ目の民法233条変更に伴う森町の対応についてということで質問させていただきます。

令和5年4月1日に民法改正により越境する隣地の竹木の枝の切取りに関するルールが改正されました。改正前は、土地の所有者は隣地の竹木の根が越境線を越えるときは自らその根を切り取ることができるが、枝が越境線を越えるときはその竹木の所有者に枝を切除させる必要がありました。

そして、改正後です。改正後は、土地所有者による枝の切取りは越境された土地の所有者は竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、次のようにいずれかの場合には枝を自ら切り取ることができるようになりました。その3つというのは、竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。2つ目は、竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき。3つ目に、急迫の事情があるとき。

ここで改正の詳細は説明しませんが、隣地とのトラブル解決が適切に対処することが以前より可能になったとされます。そこで、民法改正についての情報を町民に告知していかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。現実にはここ数か月間、隣地からの越境する樹木の迷惑の対処についての相談が増えており、今後行政としてどのように対処、相談の受付体制を構築していくのでしょうか。また、町道上の個人所有の土地から樹木の枝が伸び、見通しが悪く、歩行者や自動車が枝を避けて通行せざるを得ない状況になっていることも以前から指摘されておりますが、道路法などとの関係を含めて今後どのように対応していくのでしょうか。

さらに、隣地とのトラブル解決のために新たな条例設定を考えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

民法改正に伴う町民への告知について現在まで行われていませんでしたが、民法233条は町民の身近な問題であるため、今後公式ホームページに掲載し、町民に告知していきたいと思っております。竹木が土地の境界線を越えるなどの隣人トラブルに関しては、当事者間の相互理解が大変重要と考えており、まずは当事者同士や町内会等地域ぐるみで話し合いをしていただくことが解決への近道であると思っております。それでもなお解決が困難な場合は、既存の町民相談などに相談していただき、相談内容によっては職員が現地を確認し、土地所有者に伐採や剪定をお願いするなどの対応が可能と考えております。

町道に樹木が張り出している等の場合においては、道路法第42条の維持修繕義務及び第43条、道路に関する禁止行為に基づき車両や歩行者の通行の妨げになる場合は枝の切除等を行っております。条例制定については現時点では考えておりませんが、町では弁護士、司法書士などの専門家による各種相談を実施しておりますので、トラブル解決のために活用いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） まず、どういうわけなのか分からないですが、それだけ私はこの間相談が多いのですよ、実は。それは町のほうにも同じことが言えるのかなと思ったりもしているのですが、そこでなぜここまで増えたのかなというふうに思ってみると、やっぱり空き家が増えているからなのかなというふうに思っています。それで、森町のほうの対応としては、今町長がおっしゃったように相談窓口つくって、当事者同士が解決するのが



一番なのですが、ただ空き家になるとそういうわけにいかないのです。どこに住んでいるかも、誰かも下手すると分からない場合があるわけです。

そこで、時点として町としては空き家対策の一環として、要するに端的な空き家法の中で、今くりの中森町空き家等対策計画というのをつくっていて、その中で対応することが可能なのかなというふうに私思っていたのです。その辺の話は今町長のほうから話が出てくるのかなと思ったのですが、出てこなかったので、あえてその中で、森町空き家、平成30年5月にできています。この中に空き家対策の一環として建設課が中心窓口になってそういう問題に取り組む旨が書かれている部分があるわけですね。そして、総合窓口としては建設課なのですが、特定空き家などについての建設課、空き家の利活用については企画振興課になっているわけです。だから、その話を実際どういう形で進められているのか。今私はたまたま最初に相談した、役場のほうと相談したのは住民生活なわけですが、それがいろんな形で回ってくる中で建設課も当然対応はしてくれていて話はしていますが、まず現実的に条例がないわけですね。要するに空き家条例というか、つくっているところはあるのですが、その中で森町では空き家等対策計画で対応している形にせざるを得ないのかなと、現状は。とすれば、建設課が中心になってくるわけです。だから、その辺でどういう対応を、今後それをやっていって組み立てていくのか。窓口としては当然身近なところ、建設課というイメージはないのだと思います。住民生活なりが多いのかなという、企画というイメージもあまりないのだと思います、町民としては。とすれば、住民生活課が窓口になってもいいのか、その辺は今後の町としての対応というか、窓口、相談体制どうやって構築していくのかという問題になってくるとは思うのですが、今町長の答弁でその辺の話が出てこなかったで、分かる範囲で結構、あるいは担当課の課長でもいいかと思いますが、その辺の詳しい話を、今後どういうふうな話を展開していくのかという話をしていただければ。まず、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり空き家対策等の枠組みと申しますか、条例、法律の中で現在危険空き家等々の除却に対して様々な制度を設けておるところでございます。その枠組みの中と申しますか、考え方として多分同じものとして捉えて対応を検討していけばよいのではないかと趣旨のご質問なのかなと思うところなのですけれども、先ほどの答弁させていただきましたとおり、現行ではまずは条例改正等々は考えておりませんが、先ほど苦情というか、問合せというか、各町内会長様のほうには様々ないろんなご相談等があると思いますので、その辺は今後この民法改正に合わせて町民の方々に周知して、その中で改めて様々なご相談内容というのが多分集約されていくのかなと考えております。その中で必要に応じて様々な方策を考えていかなければならないなと思うところではあるのですけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、まずは当事者間、そこに町内会、それがなかなか負担だということでは重々承知して答弁させていただくのですけれども、その辺は一旦そのように取り計らっていただきまして、制度と申しますか、現行のこの法改正に

伴う行政の中での枠組みとして進めさせていただければと思います。

今後様々な相談内容等々が今以上に増える可能性も、それは重々承知しておりますので、担当課といいますか、ここに相談に来てくれれば大丈夫ですよというところはしっかりと併せて周知させていただければと思います。

また、あわせて町内会としての対応としてどのようなものを今後検討していけばいいかに関しましても担当課のほうにご相談いただければと思いますし、それがどこなのかというところも併せて周知させていただければと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○13番（松田兼宗君） 今後体制というか、できるのかなとは思って聞いていました。

そこで、実は私1つ手をかけていない事例があるのです。何で事例、どういう事例かという個人情報の絡みがあるのです。例えば前にもあったのですが、介護施設等に、老健施設に入っていないなくなるわけです。そっちに関して、こっちは分からないわけです。とすれば、そこに、ポストに郵便物がたまるわけです。とすれば、何かあったのかというふうに思ってしまいます。実際に、ではそれに対してどこにいるのか、連絡取れるのかと、誰も教えてくれないのです。個人情報だからと、役場に言っても教えてくれない。今回も同じような問題が出てきているのです。当事者の本人にやっぱり確認取らないと、まだ生きているのは分かっていますから、だからそれに対して連絡先が分からないとなるとどうしようもない、個人情報だからと、それで止まってしまうのです。今まではというか、今もそう、現実的にはそう。そして、教えてもらえないから、それでどうしようもない。越境して木、枝がどんどん入り込んできているのが現実で、迷惑しているわけですよ、実際。その前は、いるときは当然断りながら切ったでしょうが、今はそういうことはできない、どこにいるかも分からない、教えてもらえないとすれば、個人情報で、全部それで教えられないからと終わってしまうのではなくて、何らかの方法、対応策を考えてもらわなければならない。私は実際にそれどうしようかなと思っているのは、手紙を書いて渡すしかない。多分ここにいるのではないかという話は聞いています。では、そうしたら手紙を出して返事もらうしかないだろうと思っています。そして、今の改正されたことによれば、時間的に言うと2週間ほど返事もらえなければ切っていいのだという話になっています。変わりましたから、それに乗った形でやっていかざるを得ないのかなというふうに思います。そういうような問題、現実的な問題が出てきているので、それを個人情報だから教えないというのではなくて、どうやって役場のほうの体制を構築していくのかという、改めて考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

個人情報の問題があつてという部分、確かに現実に起こり得る状況なのかなというふうに今捉えております。先ほどの答弁でもお話しさせていただいたのですけれども、似たよ

うな状況というのも本当に様々なパターンであると思うのですが、やはりそこは一旦専門家の対応といえますか、意見というか、そこにつないでいただく、つなげていただくというのをまず第一の対応として取らせていただきたいと思います。

先ほど1回目のご質問の中にもあったとおり、相手が対応しないとき、所在不明なとき、緊急を要するときという、その3つのご指摘があったとおり、その辺も様々な状況によって、様々な解釈によって執り行われる事務があるのかなというふうに想像しておりますので、今この時点で具体的にどういったことに対してどのようなところでは、なかなか条例改正も含めて考えにくいのかな、適さないのかなというふうに捉えています。

しかしながら、重ねての答弁にはなりますけれども、どういったものが適するのかというところは今、今後集まってくるそういったケース、パターンを集積していった方向性というのは見だしていかなければならないなと思いますし、ずっとこのままでいいか悪いかという部分も法改正がありましたので、それに即して、現状に合わせて行政サービスも変えていかなければならないなというふうな認識ではありますので、重ねての答弁にはなりますけれども、まずはそういった、行政としては1次対応として専門の行政書士さんですとか、専門家の方につなぐ対応というのを取らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 民法233条変更に伴う森町の対応についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、ふるさと納税の今後について、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

ふるさと納税の今後についてです。2008年の地方税法などの改正によってスタートしたふるさと納税制度ですが、地方間格差や過疎などにより税収減少に悩む地方自治体に対しての格差是正を推進するといった当初の目的が達成されている素晴らしい制度であります。制度上、税収増の自治体があれば税収減となる自治体もありますが、報道などを見ますと大幅な税収減となっている自治体は地方から人口流入があると思われる大都市圏がほとんどであり、制度に掲げられた意義、目的が奏功していると言えます。しかし、制度の性格上安定した納税が見込まれず、年度によって大きな差が発生してしまっていますが、2022年度では全国の自治体間で約1兆円がふるさと納税により動いており、地方の自治体にとって制度抜きに財政を構築することが困難と言える状況も散見されるのではないのでしょうか。

森町では2018年をピークに減少傾向が続き、2022年度では約3分の1となっております。あくまでも任意の納税なので、増減は致し方のないことではありますが、町税、地方税などが減少する中、大変貴重な財源であり、今後も確保しなければならない収入源でありますので、質問します。

1番、自主財源のふるさと納税が占める割合を鑑み、どのような認識を持っているか。

2番、減少の原因をどのように分析しているか。

3番、今後の展開はどのように進めるか。

以上、質問させていただきます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、1つ目の自主財源に対するふるさと納税が占める割合についてですが、過去3年間の実績で見ますと、令和2年度が40.3%、令和3年度が48%、令和4年度が35.4%となっております。自主財源の中でも約4割前後を占めていることから、大変貴重な財源であると認識しております。

2つ目の減少の原因についてですが、令和4年度においては全国的に新規返礼品提供事業者及び返礼品登録数が例年以上に増加し、ふるさと納税業界内の競争が激化したことや、主力返礼品の在庫不足が原因と分析しております。

3つ目の今後の展開につきましては、ふるさと納税を有効活用し、地域をさらに盛り上げるため、主力返礼品の拡充や返礼品提供事業者の増加、新規返礼品の開発や既存返礼品の磨き上げ、そして事業者とのさらなる連携の実現のため、ふるさと納税体制の整備と強化や事業者への支援も考え、今後も寄附額の増額に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） この制度でたくさんの、森町に納税してくれる方、そして協力してくれている事業者の方に私も本当この場をお借りして深く御礼を申し上げたいなというふうに感じているところです。

最近のこのふるさと納税の状況を見て、報道なんかで競争が激化して過当競争ですとか、大変悪い評価もされている部分もあるのかなと思うのです。ですが、私は本当このふるさと納税制度、コンプライアンスに違反しない限りどんどん進めていくべきだというふうに思っているところです。先ほど自主財源に占める割合答弁いただいて、貴重な財源であるという認識をお持ちだということで私も同じ考えなのですけれども、やっぱり財政においてもふるさと納税なしでは成り立たないというところもあるのかなというふうに思っています。

先ほど同僚の一般質問の中でもプールのお話だったり、アクティブスポーツの話だったり、農業者支援であったり、避難路の話であったり、本当に財源がしっかり確保できなければもう全てできないようなお話だと思うのです。ですから、こういったところを実現するためにもその他の調整であったり、自主財源ももちろん大事ですけれども、やはりふるさと納税で全国の方からご協力をいただいて、この地方の行政を回していくということが非常に大事なかなというふうに思っております。

そこで、先ほど同僚議員の質問の中で町長、表現悪いかもしれないけれども、勝ち残っていかなければならないというようなお話しされたのですけれども、表現悪いなんて遠慮することないと思います。どんどん勝ち残って、制度がある限り最大限利用して、森町の

財政いい方向に持ってってもらって、それを町民の方々に還元していただく、これがまさにこの制度の根幹でございますので、遠慮しないでどんどん勝ち進んでいただきたいというふうに思っております。

そういった中で、今ほどの話の中で新たな商品開発もしていきたいというなお話がありました。それで、これは私なりの分析なのですけれども、ふるさと納税をされる方の気持ちといいますか、いろんな方がいらっしゃるの私も分かっているのだけれども、私の思う中のふるさと納税をしてくれる方の考え方というのを1つお話ししたいと思うのですけれども、このふるさと納税をするに当たって一番その地域を応援したいという気持ちももちろんですけれども、やはりその方々の例えばネットスキルです。あと、地方を応援したいというような気持ちですとか、そういう返礼品に魅力を感じるだとか、比較的私が思うのは富裕層の方が多いのかなというふうに思うのです。やっぱり返礼品で出ていく人気商品を見ても豪華な返礼品といいますか、ぜいたくなちょっとご褒美的なものが多いのかなと思うのです。そういう方々が好んでふるさと納税に賛同してくれるといったその返礼品をやっぱり準備する、しっかりと確保するのが大事かなと思うのです。いろんな、幅広くやっていくことももちろん大事なのですけれども、やっぱりメインになるターゲットを絞って一番、言ってしまうえば人気商品です。森町でいったらここ数年間の人気商品、データはあると思うのですけれども、そこをやっぱりないがしろにはいけないなど。ないがしろ、力脱いては駄目なのかなというふうに思っていました。ですから、ターゲットをしっかりと絞ってほしい。そして、広げるのもいいのですけれども、主力という部分にはしっかりと力を入れてほしい。先ほどのお話の中で、減少の原因というところで在庫不足というなお話もありました。こういうところ事業者の方との情報交換なり、必要があればしっかりと在庫していただくという部分に対しての支援も必要なのではというふうに思うのですけれども、その辺はまた再質問お願いします。

そして、再質問もう一点目です。最初申したように、この地方の自治体にとっては大変ありがたい制度で、大都市圏からは地方に納税される方がいて、大都市圏の自治体では税収が下がるというなお話が報道でもされていますけれども、例えば町長、町村会なんかも出られていると思うのですけれども、北海道ですとか渡島ですと比較的税収増の自治体ばかりだと思えますので、そういった中で町村会のほうで例えば国のほうにどういった働きかけだとか、あとはそういう自治体間でどういった共通認識を持たれているとか、その辺もしあったら紹介してほしいと思うのですけれども、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町長就任してから町内の返礼品事業者の皆様におかれましては、企業努力というか、様々な対応に迅速に、かつ柔軟に応じていただいて、本当に私も感謝しているところでございます。その中で本当に頼りっ放しというのは、なかなかこれからは難しいなという思いもあります。しかしながら、先ほど来同僚議員さんの質問にもありましたし、その答弁もさせていただいたのですけれども、やはりこの10月の制度改正というところが非常に今重

く各自治体のしかかっているところでございます。その制度改正の中でこういったことを自治体として競争に勝ちつつ、かつ返礼事業者さんばかりに頼らず、非常に難しい調整が今必要とされているところでございます。言うならば、50%経費ルールというところをどのように守るかというか、守らなければならないのですけれども、要は設定する寄附額を上げるか、かかる経費を減少させるか、もうそのどちらかしかないのです。その中でやはり年々年々総務省の担当部局のほうも趣旨としては創意工夫を自治体に求める、それは非常にいいことであると。しかしながら、制度のこの抜け道を探すような、そういった制度の趣旨に反するようなことはもう徹底的に排除していきたいと、そのような方針を出されております。そもそもの趣旨として、やはりこのふるさと納税、地域のために何か自分の住んでいる地域以外に使っていただきたい、自分の出身地の地域に使っていただきたいということで寄附をする。その返礼品で、お礼品というか、そういうもので返礼品があるという位置づけである以上、返礼品の過当競争というのは様々なご批判を受ける本場に原因になっているのかなというのも現実問題としてあると思います。

先ほど議員からご指摘いただきましたターゲットを絞るという点、そして在庫不足に対応する方法はどのようなのだというところをご質問いただきました。まさに本当にターゲットを絞る、そもそも納税予定額というものがある程度ある方がされるのかなというふうに捉えています。

そして、在庫に関しましても、これは本当に事業者さんの負担でしかないのです。幅広くいろんな事業者さんが無理のないような在庫数で確保した総数がもう何十億というふうになっている状況ではなくて、本当に特定の事業者さんがもうすさまじく在庫を持っていたいて、ふるさと納税全体の半分以上を占めるような、そういった在庫数を持たなければならない状況下にもございます。その中でも経費を減らしていかなければならない、そういった状況もある中でこういったことができるのかというのは、本当に頭を悩ませながら今現在制度改正に向けて進んでいるところであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり1次産業者の皆さん、返礼品事業者の皆さん、そしてポータルサイト、中間管理業者の皆様と本当にこの難局を乗り越えるべく情報共有しつつ、制度の改正に対応するようにしっかり現在進めているところでございます。先ほど表現というところで勝ち続けるのはみたいな話をさせていただきましたけれども、やはり負けるということはイコール財源を失うということですので、そこはしっかりと勝ちにいくというところを腹に据えてしっかりと進めていきたいなというふうに考えております。

町村会で他の自治体の首長等とも、ふるさと納税に関しては本当にホットな話題でございます。道内ではもう100億以上寄附額をいただいている町、市でございます。それで、町村会でもこの制度の継続等々、そしてあまり厳しく制度を変えてもらわないような的々要請といいますか、そういったことも町村会のほうで行っております。近隣自治体では同じ産業基盤で、かつ同じぐらいの寄附額をいただいている自治体もございまして、参考になる事例というのも本当に勉強させていただいています。私が直接東京に行って、企業様訪

問をして、企業版ふるさと納税もそうですけれども、ふるさと納税自体の個人に対するそういうお願いというのも、この間してきているところでございます。そういった中で本当に私も精いっぱいできる限り様々な機会を得ながら、高額寄附獲得に向けて進んでいきたいなど、そのように考えているところでございます。本当に皆様のご意見を聞きながらしっかりとやっていきたいと思っておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻いただければと考えているところでもございますので、以上をもって答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○2番（河野文彦君） 当初からしますと、地方の自治体にとってこの制度がちょっと締めつけが厳しくなっているなというところは感じるのです。その辺はぜひ一自治体の声よりも、同じ思いの自治体ばかりだと思っておりますので、北海道では。札幌は違うかもしれないけれども。そういった部分ぜひ町村会からも声を上げて、この制度の維持というものを強く訴えてほしいなというふうに思います。

先ほど答弁の中で参考になる事例はたくさんあるというところでしたので、ぜひやっぱり成功している町、失敗といいますか、うまく制度に乗っかれなかった町というのは二極化している部分もあるのかなというふうに思いますので、参考にさせてもらってぜひプラスにしていきたいな、いろんな町の事例を。うちの町をまねしやがってと怒られるようなことはないと思っておりますので、参考事例はたくさんあると思っておりますので、ぜひそこら辺は吸収してほしいなというふうに思います。

そういった中で、ちょっと前に新聞のほうでも道内のふるさと納税の状況といいますか、トップ何位ぐらいまで自治体が出ていたりしていたのですけれども、もう皆さん御存じでしょうけれども、紋別市なんかは北海道ではトップで百数十億円のふるさと納税をいただいたということで、森町がピーク時で約60億円ですか。そう考えると、すごい金額だなと。百何十億1年で集まると、本当に返礼品の経費抜いて、町の取り分だけで複合施設が1年分で建ってしまうのではないかというぐらいの金額だと思うのです。そう考えると、やっぱりこの制度というのはいかに乗ったもの勝ちなのかという部分が本当この金額を見るたびに思います。

そういった中でこの紋別市ですとか、上位でいくと根室だったり、白糠だったりという自治体が名を連ねていたのですけれども、私それぞれの自治体の上位の返礼品を見ますと、海産物が多いですね、やっぱり。その海産物の中でもホタテであったり、カニであったり、魚卵類であったりと。残念ながら、これ全部森町にもあるのです。では、なぜ森町にもあって森町は選んでもらえなかったのかと。そこの分析が大事だと思うのです。ですから、今後商品の種類は上位の町に引けを取りませんので、あとは一つマーケティングの話になってきてしまうのかもしれないのですけれども、やっぱりやり方、PRの仕方、そういう部分になっていると思います。品物であったり、物の品質であったりは、森町の返礼品はもう一切目を通してない。負ける要素なんて一つもないわけですから、その辺それぞれ参

考にさせていただいて、ぜひ森町もこのトップ3に入るぐらいの勢いで進めていただきたいなと思いました。

またちょっと話繰り返しになるのですが、紋別ではホタテがトップだったのですね、去年の。森町だってこの世界に誇るホタテがある町で、なぜその紋別なんかに負けるのかというのはすごく悔しいのです。ですから、その辺本当力入れていただきたいなと。最近ちょっと問題になっている放流水のお話で、中国向けの水産物がオールストップだといった中で、森町も大分中国向けの商品扱っている業者さんいましたので、たまたま今は森町のカコガイは出ていない時期かもしれないのですが、やっぱりシーズンになってくるとこの影響がざんとのしかかってくるのかなと思うのです。そういう状況を見ますと、ふるさと納税ですと国内消費ですから、これをいかに伸ばしていくかがやっぱり地域のこの水産業を助けるためにも大変重要だなというふうにニュースなんかを見て思うわけですから、その地域の産業を守るためにもぜひぜひ力注いでほしいなと改めて思っています。

それで、再々質問というところでちょっと繰り返してしまってもいいのですが、物すごく伸びているところ、森町みたく減少傾向が続いてしまったところ、いろいろある中で前を見て新しいものだけではなくて、やっぱり振り返って何が駄目だったのかという分析をしっかりしてほしいのです。P D C Aでいくとチェックの部分ですか。その辺がやっぱりちょっと足りないのかなと思うのです。ここ数年、この減少を見ますと。ふるさと納税全国で1億円と一番最初に言いましたけれども、全国のふるさと納税で動いている金額が増えているわけですから、それで森町が数字を落とすということはシェアを失っているということですから。ですから、その辺ぜひ振り返って、P D C A回すためにもCのチェックの部分を改めて今まで以上に力入れてほしいなと思うのですが、いかがでしょうかというところをまず再々質問。

それと、これちょっと私が素人考えなのかもしれませんが、たまたま昨日食K I N G市ありましたよね、道の駅で。結構なにぎわいだったのかなというふうに私も見ていたのですが、例えばこれもうコンプラ的に無理だったら無理ですとはっきり言ってほしいのですが、以前に食K I N G市なんかでマイナンバーカードをこの場で申請できますよと、出張ではないですが、そういうのを構えていました。例えばああいう祭事の中で、森町にこんなすばらしい商品、返礼品ありますよと。今スマホをお持ちの方はすぐにでもふるさと納税申請できますよと職員なり担当者が手助けしてあげて、もうその場でふるさと納税みたいな、それぐらいのP Rってできないものなのかなというふうに思うのです。やっぱり人のにぎわいの中でP Rするというのも、すごく大事だと思うのです。先ほど山田議員の中でも物産展なんかでのP Rも大事だろうというようなお話があったのですが、私はその一歩先に進んでP Rどころかもその場で納税、それぐらいをやってほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。



様々なご意見というか、ご指摘本当にありがとうございます。原因をP D C Aの部分、チェックというところで、やはりもう少し返礼事業者、送料といいますか、その運搬事業者さん、返礼事業者さん、そして中間管理業者、先ほどちょっとお話しした各それぞれの人間同士がもう少し密に連携を組むのが必要なのかな、それが何でできなかったのかなというふうに思い返しますと、やはりそれぞれの立場、返礼事業者さん、送料を担っている運送事業者、そしてポータルサイトの管理事業者、様々な関係性というか、方向性、そういったものをもう少し町長がリーダーシップを取って私がまとめていくべきだったのかなと今思えば反省しているところもあります。しかしながら、各それぞれの部門、そして各それぞれの人間は何か森町のふるさと納税を1億でも2億でも増やすように本当にみんな頑張っていたいております。その中でやはり在庫が何で持てなかったのかとか、これから制度変更が進むに当たってどのような対応が必要なのかというのは、今早急に事業者等々から意見も聞きつつ、集約して次の制度変更に対する対策に反映していきたいと考えているところでありますので、その辺はしっかりとやらせていただきたいと考えております。

とにもかくにも核心をついた、何で100億も稼げたというか、獲得できたのかということところは本当に教えてもらえません。企業秘密というか、その辺実際担当課も有数たるそういう町、市のほうに聞きにも直接行きました。しかしながら、教えていただけるのは当たり障りのない普通の仕組みだけです。

でも、現実問題として返礼事業者さんにいろんな話を聞きますと、向こうの加工屋さん、事業者に買い負けるのだよという話も聞いたことがあります。要はすごく高い値段で、何一つ買えないで買ってしまうのですよと。全然その値段では値段設定なんてできないのだけれども、どうやっているのかねという話は本当に聞かせていただきました。そういったこともやはり在庫リスクに返礼事業者さんにとってはつながりますので、そういった点をどのように行政が解決できるかというのは、その制度変更に伴ってさらにちょっと難しくなる可能性もあるのです。ですから、本当になかなかどういう方策を取れるかというのが絞られる中でやはり第一にしなければならないのは、今この制度変更に伴ってどのような変更があって、事業者にどれだけのご負担をいただけるのか、行政もどれだけ寄り添って支援なり方策を打ち出せるのか、そういった情報共有と意思の疎通というのが短期間ですけれども、非常に大切だと思っておりますので、その辺は担当課全力を挙げて、当然私も町長としてしっかりそこは取り組んでいきたいと考えております。

先ほども同僚議員の答弁のほうでもお話しさせていただきましたけれども、制度は一律で皆さん変わりますので、スタートラインは一緒に立てるのかなと思います。その中で森町独自のといいますか、そういったものも取り入れながら、創意工夫を総務省のほうにもお伝えしながらこの制度を活用して、しっかりと財源確保には努めていきたいと、そのように思っているところでございます。

その場の納税、そういったものも今仕組みとしてたしかあります。森町以外のレストラ

ンで食事をしていただいて、すごく条件は複雑になるのですが、その辺も創意工夫で検討してやろうと思えばやれる可能性もあると思います。ただ、その条件として地場産品というところも非常に強くありますので、幾ら何でも森町の看板を掲げた居酒屋が東京にあったとしても、そこで使われる食材の割合で対象になる寄附額というものもやっぱり算出していかなければならないと思いますし、そういった細かな制度と照らし合わせて様々な創意工夫は行っていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ふるさと納税の今後についてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

◎日程第4 認定第1号ないし認定第4号

○議長（木村俊広君） 日程第4、認定第1号 令和4年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和4年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和4年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております日程第4、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く12名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く12名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時05分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に行われました委員長及び副委員長の選任に関わる協議の結果、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に伊藤昇君、副委員長に加藤進君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、9月5日から9月13日までの9日間休会したいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては、9月5日午前10時開会とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月13日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回は、9月14日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時07分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和5年9月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

## 令和5年第2回森町議会9月会議会議録（第3日目）

令和5年9月14日（木）

開議 午前10時00分

休会 午前10時58分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 令和5年第2回 認定第 1号 令和4年度森町各会計歳入歳出決算認定について  
森町議会9月  
会議付託議件 認定第 2号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について  
認定第 3号 令和4年度森町水道事業会計決算認定について  
認定第 4号 令和4年度森町公共下水道事業会計決算認定について

### 追加日程

- 1 緊急質問
- 4 議案第13号 令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 5 発議第 1号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について
- 6 意見書案第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書
- 7 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 8 意見書案第3号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書
- 9 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 10 議員の派遣について
- 11 休会中の所管事務調査等の申し出

### ○出席議員（14名）

|    |     |       |     |    |       |
|----|-----|-------|-----|----|-------|
| 議長 | 14番 | 木村俊広君 | 副議長 | 1番 | 伊藤昇君  |
|    | 2番  | 河野文彦君 |     | 3番 | 高橋邦雄君 |
|    | 4番  | 河野淳君  |     | 5番 | 山田誠君  |
|    | 6番  | 野口周治君 |     | 7番 | 斉藤優香君 |

8番 千葉 圭一 君  
10番 加藤 進 君  
12番 東 隆一 君

9番 佐々木 修 君  
11番 山本 裕子 君  
13番 松田 兼宗 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 町 長                       | 岡 嶋 康 輔 君   |
| 副 町 長                     | 長 瀬 賢 一 君   |
| 会計管理者兼<br>出納室長            | 東 谷 美 佐 子 君 |
| 監 査 委 員                   | 釣 隆 吉 君     |
| 総 務 課 長                   | 濱 野 尚 史 君   |
| 総務課参事併<br>選挙管理委員会<br>書記 長 | 東 克 宏 君     |
| 監査事務局書記長                  | 小 田 桐 克 幸 君 |
| 防災交通課長                    | 柴 田 正 哲 君   |
| 契約管理課長                    | 山 田 真 人 君   |
| 企画振興課長                    | 川 村 勝 幸 君   |
| 企画振興課参事                   | 池 田 恵 太 君   |
| 税 務 課 長                   | 柏 淵 茂 君     |
| 保健福祉課長                    | 宮 崎 弘 光 君   |
| 保健福祉課参事                   | 萩 野 友 章 君   |
| 保健福祉課参事兼<br>保健センター長       | 宮 崎 涉 君     |
| 住民生活課長                    | 阿 部 泰 之 君   |
| 子育て支援課長                   | 野 崎 博 之 君   |
| 環 境 課 長                   | 川 口 武 正 君   |
| 農 林 課 長 兼<br>農業委員会事務局長    | 寺 澤 英 樹 君   |
| 農 林 課 技 術 長               | 濱 野 真 行 君   |
| 農 林 課 参 事                 | 佐 藤 司 君     |
| 水 産 課 長                   | 岩 井 一 桐 君   |
| 商工労働観光課長                  | 奥 山 太 崇 君   |
| 建 設 課 長                   | 富 原 尚 史 君   |
| 建設課技術長                    | 伊 藤 正 吾 君   |
| 砂原支所長兼                    |             |

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域振興課長                                      | 落 | 合 | 浩 | 昭 | 君 |
| 町民福祉課長                                      | 金 | 丸 | 義 | 樹 | 君 |
| 教 育 長                                       | 毛 | 利 | 繁 | 和 | 君 |
| 学校教育課長                                      | 坂 | 田 | 明 | 仁 | 君 |
| 学校教育課参事                                     | 藤 | 嶋 |   | 希 | 君 |
| 学校教育課参事                                     | 名 | 生 | 達 | 也 | 君 |
| 学 校 教 育 課<br>総 務 係 長                        | 西 | 川 | 慎 | 吾 | 君 |
| 体 育 課 長 兼<br>体 育 館 長 兼<br>青少年会館長兼<br>生涯学習課長 | 木 | 村 | 忠 | 公 | 君 |
| 給食センター長                                     | 石 | 岡 | 丈 | 宜 | 君 |
| さくらの園・園長                                    | 敦 | 賀 | 靖 | 之 | 君 |
| 国保病院事務長                                     | 千 | 葉 | 正 | 一 | 君 |
| 上下水道課長                                      | 水 | 元 | 良 | 文 | 君 |
| 消 防 長                                       | 東 | 谷 | 直 | 樹 | 君 |
| 消 防 次 長                                     | 松 | 居 | 順 | 一 | 君 |
| 消 防 署 長                                     | 松 | 田 | 光 | 治 | 君 |
| 社会教育課長兼<br>公 民 館 長 兼<br>図 書 館 長             | 須 | 藤 | 智 | 裕 | 君 |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                               |   |   |   |   |   |   |
|-------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 事 務 局 長                       | 小 | 田 | 桐 | 克 | 幸 | 君 |
| 次 長 兼<br>議 事 係 長 兼<br>庶 務 係 長 | 関 |   |   | 孝 | 憲 | 君 |
| 庶 務 係                         | 喜 | 田 | 和 | 子 | 君 |   |
| 総 務 係                         | 水 | 嶋 | 篤 | 市 | 君 |   |
| 財 政 係                         | 村 | 井 |   | 涉 | 君 |   |
| 行革DX推進係                       | 水 | 口 | 祐 | 太 | 君 |   |

○会議に付した事件

- 1 認定第 1号 令和4年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 令和4年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 令和4年度森町公共下水道事業会計決算認定について

- 2 緊急質問
- 3 議案第13号 令和5年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 4 発議第1号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について
- 5 意見書案第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書
- 6 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 7 意見書案第3号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書
- 8 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 9 議員の派遣について
- 10 休会中の所管事務調査等の申し出



◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） おはようございます。大分気温も下がってきましたけれども、議場大変蒸していますので、今日も上着を脱いで進めさせていただきます。それでは、ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席11番、山本裕子君、議席12番、東隆一君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 認定第1号ないし認定第4号

○議長（木村俊広君） 日程第3、令和5年第2回森町議会9月会議付託議件、認定第1号から認定第4号までの認定4件を会議規則第37条により一括議題とします。

なお、討論及び採決については、認定議案ごとに1件ずつ行うこととします。

決算審査特別委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（伊藤 昇君） 皆さん、おはようございます。

令和5年9月4日、令和5年第2回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定議件4件を審査した結果、次のとおり決しましたので、報告いたします。

付託議件名、認定第1号 令和4年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和4年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和4年度森町公共下水道事業会計決算認定について。

審査日程及び経過、9月5日、出席委員12名、各担当課長等から決算書及び報告書を基に予算の執行について説明を受けました。

9月6日、出席委員11名、森町一般会計の歳入歳出並びに森町港湾整備事業特別会計、森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の歳入歳出について質疑を行いました。

9月7日、出席委員12名、森町国民健康保険特別会計、森町後期高齢者医療特別会計、森町介護保険事業特別会計、森町介護サービス事業特別会計並びに森町国民健康保険病院

事業会計、森町水道事業会計、森町公共下水道事業会計の収入、支出について審議を行いました。

審査の結果、付託された認定第1号から認定第4号まで認定すべきものと決しました。

決算審査特別委員会の審査について報告いたします。令和5年第2回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号については、休会中の9月5日、6日及び7日の3日間にわたり慎重審議の下に審査を終了し、起立採決の結果、認定第1号から認定第4号まで賛成多数で認定すべきものと決しました。

町理事者におかれましては、委員会審査の過程で出された意見や要望を踏まえ、今後の施策に十分反映されることを強く望むものであります。また、過去の本会議等における議会の十分な理解を前提とした案件の予算化やその決算においては、特に内容の丁寧な説明と十分な理解を得た上で進めることを具申します。

さて、新型コロナウイルス感染症の取扱いが2類相当から5類に移行されたことに伴い、徐々に以前の生活が戻ってきましたが、これは完全に終息したわけではなく、引き続き感染対策が必要であります。また、ロシアのウクライナへの侵攻という世界的な事案は長期化の様相を呈しており、先を見通せない不安定な状態が今後も続くものと思われま

す。このような情勢下においても、地元経済等に配慮しつつ、歳出においては引き続き徹底した無駄を省きながら予算執行管理を適正に行い、町民サービスの低下を招かぬことが重要であると考えます。

なお、本特別委員会は議長及び監査委員を除く12名で構成した特別委員会ですが、それぞれの立場で出席を願いながら慎重審議をしたものでありますので、詳細は省略いたします。

以上、委員会報告といたします。ありがとうございます。

○議長（木村俊広君） これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会において質疑、討論を行っておりますので、ただいまの委員会報告に対する質疑、討論を省略します。

これから令和5年第2回森町議会9月会議付託議件について認定議案ごとに討論及び採決をします。

まず、認定第1号の討論に入ります。これから討論に入ります。討論ありますか。

まず、決算審査特別委員会で認定になりました認定第1号に対する反対討論の発言ということですのでよろしいですね。

○13番（松田兼宗君） それでは、認定第1号 令和4年度森町各会計歳入歳出決算認定について、取り分け一般会計歳入歳出決算を不認定とすべきという立場で討論させていただきます。

このたびの決算認定における不認定とすべき理由は1点のみです。尾白内小学校校舎耐震診断業務委託料2,139万1,700円についての大きな問題であります。それは2度にわたり

議会において全額マイナス修正され、3度目に減額した金額で通過して実施された事業ですが、実施する前から津波の浸水域に立地する校舎であり、耐震性があろうはずもないだろう耐用年数を過ぎた校舎の耐震診断を行い、町の財政に大きな損失を与えてしまったことです。

さらに、決算委員会の中で教育長と学校教育課長の驚くべき答弁であります。聞いてもいない地域、子供の意見を聞いたとか、津波の浸水域にある学校の一部を残すという要望があったからという理解し難い理由です。地域の意見を述べなければならない立場の人間であった私は一度も意見を聞かれたこともなかったし、私の住む地域の子供の意見など聞いてもいないことが判明しています。

一方、国、北海道、森町は対等の関係であるはずなのに、文科省や道教委の意向には逆らえないという理由、あたかも子供たちを戦場に送れと言われれば送る、それが森町教育委員会なのだと言わぬばかり。子供にお上の言うことを聞いていればよく、自分で考えて行動するという教育を森町ではやられていないことが明らかになりました。

地方自治法第2条14項において、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。また、地方公務員法の30条において、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてここに専念しなければならない。そして、森町職員サービス規定第1条においては、別に定めるもののほか職員の服務等に関し必要な事項を定め、職員が公共の利益のために勤務するとともに誠実かつ公正にその職務を遂行することを目的とするとあります。私は、尾白内小学校耐震診断業務委託料2,139万1,700円は、最大の経費で最少の効果を上げてしまったという疑いを持っています。議会の声、すなわち町民の声に耳を貸さず、自分たちのやりやすいような楽な職務に専念し、公共の利益に反した職責を遂行した結果が町の財政に大きな損失を与え、お金をどぶに捨てたという結果になってしまったという疑いがあります。すなわち、法律、法令に違反している可能性があるということです。したがって、これらのことは町民の行政への信頼を大きく損なうものであり、決算不認定とすべきであると私は考えるものです。以上、見識のある議員の皆さんの賛同をお願いし、不認定とすべきだという討論といたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第1号に対する賛成討論の発言を許します。

○3番（高橋邦雄君） それでは、賛成討論をさせていただきます。

認定第1号 令和4年度森町各会計歳入歳出決算認定に対して賛成の立場で討論いたします。

令和4年度の町長の町政執行方針に基づいた決算書であり、町民が安心して暮らせる森町にすべく、第2次森町総合開発振興計画を基本とした決算書であります。森町の主要産業である農林水産業の振興、保健、医療、福祉、教育等の充実が十分に図られており、行

財政執行は適正に行われていると認識しております。特別委員会の決算審査におかれましては問題点も指摘されておりますが、今後より一層充実した行財政運営に努められ、まちづくりに生かしていられるものと認識しております。施策執行状況の成果に関して実直に進められていることから、真摯に責任のある決算であり、総体的に不認定と決めるのは疑義があり、監査委員も適正な運用であると意見されております。

議員の皆様のご良識あるご判断を強く望み、賛成討論といたします。

○議長（木村俊広君） 反対討論ございますか。

○7番（斉藤優香君） 令和4年度、認定第1号、決算審査を不認定とすべき立場で討論させていただきます。

令和4年度森町各会計歳入歳出決算では、尾白内小学校校舎屋体耐震診断業務委託料について2,139万1,700円がありました。地方自治法第2条第14項の最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないの規定に反していると思います。教育委員会が言うように、尾白内小学校に耐震があるかもしれないから調べるということは、耐震があったら津波浸水区域内に建つ築60年を迎えようとしている校舎に子供たちをまだまだ通わせるつもりだったということでしょうか。

また、設計図紛失のため当初令和2年の予算では5,000万円が計上されました。あのまま認定されていたら、町民の損害は甚大でありました。最少の負担で最大の満足を得たと思っているのは町側で、本当に町民のことを考えるならば、長期的な計画を策定し、速やかに尾白内保育所も考えるべきです。耐震診断が義務づけられていないから、補助金に関わらないからなどで後回しにするのではなく、町民の安心、安全を優先して計画的なまちづくりをするべきであると考えます。

以上のようなことから不認定とすべき立場での討論とします。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 賛成討論ございますか。

○5番（山田 誠君） 私は、認定第1号 令和4年度森町一般会計歳入歳出決算に賛成するものでございます。

令和4年度の一般会計は、第2次森町総合開発振興計画を基本とした予算に基づいた町政の執行でございます。高齢者福祉対策、子育て支援、農林水産の産業振興、商工業の地域特産品等の開発、そして観光産業に重点を置いた事業推進の制度内容でございます。さらに、空き家対策、定住対策、そして防災標榜、地域公共交通の計画作成に対応してきた内容であり、予算どおり執行されており、町民一人一人が幸せとやりがいを実感できる活気あふれたまちづくりに町長をはじめ職員全員が全力で取り組んできた決算であり、監査委員の意見のとおり何も不正に該当するものではなく、私は原案に賛成するものであります。なお、各市町村は国の法律を遵守しなければならない義務があります。執行しなければ、いろいろな面で不利益を被ることは目に見えている。そういうことを自覚していただきたい。

議員各位の良識ある判断をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（木村俊広君） ほかに討論ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

認定第1号 令和4年度森町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） お座りください。起立多数であります。

認定第1号については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。討論ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

認定第2号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） お座りください。起立多数であります。

認定第2号については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。討論ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

認定第3号 令和4年度森町水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） お座りください。起立多数であります。

認定第3号については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。討論ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

認定第4号 令和4年度森町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） お座りください。起立多数であります。

認定第4号については、認定とすることに決定しました。

#### ◎議事日程の追加

○議長（木村俊広君） お諮りします。

酷暑から命を守る対策について、河野文彦君から緊急質問の申出があります。

河野文彦君の酷暑から命を守る対策についての緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

河野文彦君の酷暑から命を守る対策についての緊急質問に同意の上日程に追加し、追加日程第1とし、発言を許すことに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） お座りください。起立多数であります。

河野文彦君の酷暑から命を守る対策についての緊急質問に同意の上日程に追加し、追加日程第1とし、発言を許すことは可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

#### ◎追加日程第1 緊急質問

○議長（木村俊広君） これより河野文彦君の発言を許します。

○2番（河野文彦君） ただいま日程に追加いただきました緊急質問をさせていただきます。酷暑から命を守る対策についてです。

8月22日、胆振管内の伊達市において体育の授業中に小学校2年生の児童が熱中症の疑いで死亡するといった大変悲しい事故が発生してしまいました。心よりお悔やみ申し上げます。当日の伊達市の気温は33.5度を記録しており、統計開始以来最高であったようです。今年の夏は伊達市に限らず北海道の広い範囲で猛烈な暑さに見舞われ、气象台では各地に熱中症警戒アラートを発表し、昼夜を問わずにエアコン等の空調設備を使用するなど、熱中症に警戒するよう呼びかけております。

北海道内でも冷涼な気候と認識しておりました道南地域でも1872年の統計開始以来初

の猛暑日を記録しており、森町においてもアメダスの記録の残る中で最高の33.6度を記録しておりますが、観測機器が標高の高い位置に設置されており、森市街地ではより高温になっていたのではと推察しております。

本州方面と比べると酷暑と呼べるような日数が少なかった北海道では、エアコンなどの空調設備は必要ないと考えられてきましたが、気象庁の検討会が異常気象と指摘をし、統計を取り始めてからの125年間で全国の平均気温が過去最高であり、北日本では高温の傾向が顕著である中、室内においても熱中症の危険度は格段に高まっており、空調設備は必須であると言っても過言ではありません。

北海道は足早に秋の季節がやってきますが、近年の統計を見ますと夏の気温は明らかに上昇傾向であり、気温とともに危機意識を下げてしまうことは非常に危険であります。酷暑から命を守るためにも来年の夏場に向けた対策を早急に検討する必要がありますので、質問します。

公共施設を利用する方の暑さ対策と熱中症予防についてどのように考えるか。暑さに対する抵抗力の弱い子供や高齢者へどのような対策が必要と考えるか。

2番目として、WBGT値、暑さ指数を活用した熱中症発生リスクの管理を行っているのか。

3番目として、クーリングシェルターの設置は有効と考えるが、いかがか。お願いいたします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） 河野議員からのご質問にお答えいたします。

ご質問の中にもありましたように、胆振管内のとある市町で小学校児童が熱中症の疑いで亡くなられたと、そのようなニュースを私も承知しておりまして、私のほうからも心よりお悔やみ申し上げたいと考えているところでございます。

当町も最高気温がどんどん、どんどん最高値を記録するというのは、ずっと前から、以前からお話、ニュース等々で流れておりましたが、ここ3年、2年の間、その最高気温の期間が本当に長く続く、そういった状況がもう顕著に見られる状況であるのかなと思っております。一頃ではお盆が過ぎますと、もう既に20度を下回るまではいかないにしろ、日中も少し涼しくて夜間は肌寒くと、そういうような状況でありましたが、ここ数年は本当に30度を超える日中、そして熱帯夜と。まともに睡眠も取れないような、そういった日々が続いているのかなと認識しております。

ご質問の順番とは前後しますけれども、ちょっと答弁のほうさせていただきたいと思い

ます。WBGT値、暑さ指数を活用した熱中症発生のリスク管理どのように行っているのかというところでございます。学校教育課においては、学校の熱中症対策については文部科学省で作成した学校における熱中症対策ガイドライン、その作成の手引によりまして対応しているところでございます。

もう少し詳しくお話しいたしますと、森中学校、さわら小学校では暑さ指数、WBGT値測定装置を使用しまして暑さ指数を確認しております。また、他の学校においても日本気象学会WBGT値早見表、このような湿度と温度、縦軸、横軸で分かれた、そういった指数を、早見表に乗っかっているものを活用して、その指定値を利用して暑さ指数を把握しておりました。ただ、今年度につきましては非常に暑い日が続いたと、そういう状況があるため、WBGTの測定装置を持っていない学校に森中学校のWBGT測定措置を貸していただき、各学校において暑さ指数を把握したと、そういう状況でございます。教育委員会としては、校長会議、教頭会議等で熱中症対策について再度周知したと。そのほか環境省熱中症予防情報サイトのWBGTの予想数値を逐次確認しながら体育授業、屋外の活動の実施について注意喚起等々を各教員等にしたというところでございます。

また、WBGT測定装置、これは比較的安価な測定の装置も販売されているようでございますので、各学校においては購入するように促していると、そういう状況でもございます。学校教育課以外、WBGTを活用した熱中症発症のリスク管理は特にしておりません。その各施設もでございます。保育所、さくらの園、森国保病院、そういったところは特にWBGT値を活用したリスク管理というものは行っておりませんでした。しかしながら、今後そういった測定機器、早見表等々も活用しながら、このWBGT値を活用してリスク管理というものは行っていかなければならないという認識は協議をしているところでございます。保育所におきましては、一部ご紹介しますと温度計、湿度計の確認ですとか、児童の体調の確認、こういった部分は当然当たり前のように日々管理、そして施設全体の安全管理というところに結びつけているというところでございます。高齢者施設さくらの園に関しましても天窗があつたりですとか、そういった直射日光から温度が非常に上がりやすい箇所もございますので、ブルーシートをかけて遮光するですとか、扇風機を増設する。氷菓子、アイス等々を入所者の方に配って食べていただいて、一時的に体温といたしますか、体感温度を下げてくださいような、そういった対策もしているところでございます。国保病院においても窓を開けて換気、扇風機を増設等々は、これは例年のように行っているところでございます。当然さくらの園と同一にカーテン、ブラインド等を活用した遮光によって室内の温度を比較的上げないように努めているというところなんです。水分補給等々、個人に対する管理等も担当の看護婦一丸となって管理に努めているところでございます。

ご質問の3番、クーリングシェルターの設置というところもご質問いただきました。こちら環境省のアンケート等によりますと、自治体に対して設置しているという、その回答を得た自治体が全然まだ半分以下であるというような情報も以前ちょっと調べた情報の中ではあるようです。そういった中、先ほどの事件、子供が亡くなったということを受け



て、各いろいろな自治体で本当に今対策が進められている状況でございます。クーリングシェルターにつきましても、学校だけではなくて町内を買物等々で歩いている、そういった高齢者の方が本当に日影を求めて休まれているという姿も私も結構拝見しているところでございます。民間、公共施設はもちろんそうなのですけれども、考え方としては、これは当然お互いの合意がなければできないことではありますけれども、郵便局さんですか、例えば社協さんの施設ですとか、民間の商業施設店舗を少しお借りしてクーリングシェルター的な役割を担っていただく、そういった考えもできるのではないかなと思っております。しかしながら、電気代ですとか、町民の方が滞在するそういった施設、スペースをどうやって確保するのかですとか課題はあると思いますので、その辺も解決しながらこれはぜひ実現できるように検討を進めなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

ご質問の1番、公共施設を利用する方の暑さ対策と熱中症というものについてどのように考えるか。総合的に今回のこの事件で先般の様々な自治体の動き等々も勘案しまして、町では早急に対策をしなければならないというところで、公共施設に冷房設置、そういったものを検討するためのプロジェクトチームを8月29日に設置させていただきました。総務課長をリーダーとして各公共施設を所管している管理職及び係長が構成員となりまして、9月19日に第1回目の検討会を行う予定でございます。その中では、既に指示は出しているところではあります、来年の夏、夏といっても暑くなり始める前、暑くなってからではちょっと遅いと思いますので、その時期を見越して学校や保育所、さくらの園及び国保病院、まずはそういった子供、高齢者の方々が利用される施設に冷房設備を設置できるように早急に準備を進めたいと考えているところでございます。

何分いろいろな自治体が今動き出しているところでございます、クーラー設備の在庫の不足等々も十分考えられますので、今年度中の早い段階で補正対応としてこの辺は早急に議案を取りまとめ、議会にお諮りしたいと、そのように考えておりますので、その点につきましてはご理解、ご協力のほど施設にお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 非常に前向きといいますか、この危機意識を共有していただけたなという答弁をいただきまして、私も非常に安堵しました。ぜひ来年度の夏に向けて早急に動いていただきたい。予算措置等もありますので、新年度予算を待たずに今年度中に何とか確保して事業を進めていただきたい。私が今回緊急質問をさせていただいたという部分も実はそういう面がありまして、ちょっとそういう設備業界等の情報収集をしましたら、全国一斉にもうこの暑さ対策には動き出すという中で、やっぱり機材の不足ですとか、あと設置する作業員の不足。それで、新年度予算から実際に動き出すと、もう夏には間に合わないよと、本当に秋だとか冬になってしまうよというようなレベルの品物不足、人材不

足だそうです。ですので、ぜひいち早く動いてほしいなど。今回私も緊急性感じたまた一つに、やはり今回森町でも学校が臨時休校になったというような状態になってしまいました。やはり学校という場合は、安心、安全に子供たちが勉学に励む、友達と楽しい時間を過ごす場だと思うのですけれども、残念ながら酷暑の中で学校という場が安心、安全な場ではなくなってしまったというところでの表れかなというふうに思いますので、ぜひ町長から今補正対応も考えている、早急に準備すると、もう検討チームも立ち上げたということですので、来年に向けて急いで進めていただきたいと思います。

あと、クーリングシェルター、また暑さ指数のお話の中で、暑さ指数はもう活用しているという話を聞いて、これも私非常に安心しました。なぜかという、私数年前に同様の質問を一般質問でさせていただいたときには、例えば暑さ指数に関しては当時は施設がたくさんあるから対応できないとかなんかそんな答弁だったと思うのですけれども、本当に早見表を使って、1枚早見表があるだけで簡単にできる便利なツールでございますので、その辺はぜひ活用して今後も暑さ対策進めていただきたいと思います。

それで、再質問としてクーリングシェルターのところで郵便局、社協など、例えば可能性のある候補を挙げていただいたのですけれども、やはりこちらも早め早めな対応をしていただきたいと思います。これに関しては直接この設備に対して町として設備を設置することではないでしょうから、これは新年度予算でもよろしいのかと思うのですけれども、ぜひその辺のお話も早め早めに進めていただいて予算、僕これ補助が必要だと思うのです。やっぱりそういう施設に対して。郵便局は分からないのですけれども、やっぱり社協さんですとか、もし民間の事業所さんをお願いしたいというのであれば、その辺の補助も必要かと思うのですけれども、その辺も併せて同時に検討を進めていただきたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、今回教室が暑過ぎて学校が臨時休校になったと。私の子供たちも家のほうに帰ってきて、学校休みになってしまったみたいな話をしていたのですけれども、学校が休校になって家に帰ってきて、やっぱり家にもクーラーがないのです。私の家もクーラーがなくて、どこにいてもやっぱり暑いと。そういった中でも、やはりこの安心、安全な環境で、学校の中で教育を受けていただくという環境は本当に早急に整備しなければならないのだ。そこは高齢者の集まるさくらの園ですとか、病院も同じ考えでそれは進めなければならないのかなというふうに考えております。そういった中でもクーリングシェルター、その推進に関しましてもここはやはり先ほどお話しした検討チームの中でこの辺もしっかりと検討させていただいて、まずは公共施設に対する冷房施設の設置に対して早急に案をまとめつつ、新年度以降のそういった政策、施策に対してクーリングシェルターもしっかりと含めるように検討チームの中で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 以上で河野文彦君の緊急質問を終わります。

◎日程第4 議案第13号

○議長（木村俊広君） 日程第4、議案第13号 令和5年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町一般会計補正予算の第6回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出それぞれ115億6,676万1,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入ですが、款20繰越金は、補正財源として計上するものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出についてご説明します。款6農林水産業費、項1農業費及び項2林業費の補正は、8月21日の大雨により洗掘された農道及び林道の補修を行うための建設機械借り上げ料を計上するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

○7番（斉藤優香君） 8月21日の被害なのですけれども、この農道、林道というのはどこの場所で、何か所ぐらいで、どのような被害だったのかちょっと説明していただけますか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、農道が1か所です。それから、農業用施設の土砂のしゅんせつ、これが1か所です。それから、林道が3か所洗掘をしているということで、下流側に土砂が流出していますので、それを元の路盤のほうに戻すというような復旧の仕方を考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論ありませんね。討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第1号

○議長（木村俊広君） 日程第5、発議第1号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（山田 誠君） それでは、議会改革調査特別委員会の設置の説明を行います。

発議第1号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議についての提案趣旨をご説明申し上げます。

議会改革調査特別委員会については、令和3年第1回森町議会7月会議において設置されて以降、計11回の委員会を開催し、議会改革等に係る調査研究を行ってきたものでございます。令和5年第1回3月会議において報告を提出いたしました。この間令和4年6月会議では議員定数の削減を提案し、関係条例を可決したところでございます。しかしながら、この問題を含め今後も継続して検討する必要があることから、改選後の議会においても特別委員会を設置し、調査研究を行おうとするものでございます。特別委員会の概要については、名称を引き続き議会改革調査特別委員会とし、議会改革等に関する調査研究を行うことを目的に委員定数を議長を除く13名、活動期間を議決の日から調査終了を議決するまでとし、併せて議会の休会中も継続して調査を行うことができるようにするものでございます。

以上、発議第1号について提案の趣旨説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから発議第1号に対する質疑を行います。ありませんね。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。  
これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第5、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議題になっております発議第1号については、議会改革全般にわたる総合的な調査研究でありますので、議長を除く13名を委員会条例第6条第4項の規定により議長から指名し、その13名の委員で構成する議会改革調査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、発議第1号については、議長を除く13人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を行います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に伊藤昇君、副委員長に加藤進君、佐々木修君、斉藤優香君、山田誠君が選任されました。

#### ◎日程第6 意見書案第1号

○議長(木村俊広君) 日程第6、意見書案第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(木村俊広君) お座りください。起立多数であります。

よって、日程第6、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 意見書案第2号

○議長(木村俊広君) 日程第7、意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) お座りください。起立多数であります。

よって、日程第7、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第3号

○議長(木村俊広君) 日程第8、意見書案第3号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラー・エコノミー(循環型経済)の推進を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) お座りください。起立多数であります。

よって、日程第8、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 意見書案第4号

○議長(木村俊広君) 日程第9、意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) お座りください。起立多数であります。

よって、日程第9、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議員の派遣について

○議長（木村俊広君） 日程第10、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定により、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、日程第7のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

#### ◎日程第11 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（木村俊広君） 日程第11、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査の申出については、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

#### ◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） お諮りします。

これをもちまして令和5年第2回森町議会9月会議に付託されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和5年第2回森町議会9月会議を終了します。

お疲れさまでした。

休会 午前10時58分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和5年9月14日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員